

だい き せん だい し じ さ つ た い さ く け い か く
第2期仙台市自殺対策計画

ちゅう かん あん
中間案

れ い わ ね ん が つ
令和5年12月

せん だい し
仙 台 市

目次

| | | |
|-----|---|----|
| 第1章 | 計画の策定にあたって | 1 |
| 第2章 | 第1期計画の振り返り | 3 |
| 1 | 第1期計画の概要 | 3 |
| (1) | 基本理念 | 3 |
| (2) | 基本認識 | 3 |
| (3) | 基本方針 | 3 |
| (4) | 計画目標 | 4 |
| (5) | 主な取組み | 4 |
| 2 | 第1期計画期間中の自死等の傾向 | 8 |
| (1) | 自殺者数と自殺死亡率の推移 | 8 |
| (2) | 4つの重点対象に関する自死等の傾向について | 8 |
| (3) | 計画期間中の自死等に影響したと考えられる社会経済状況について | 11 |
| (4) | 計画期間中の自死等の傾向のまとめ | 11 |
| 3 | 第2期計画の策定に向けて | 14 |
| (1) | 基本理念、基本認識について | 14 |
| (2) | 基本方針について | 14 |
| (3) | 計画目標について | 15 |
| 第3章 | 基本的な考え方 | 16 |
| 1 | 計画の位置づけ | 16 |
| (1) | 法律上の位置づけ | 16 |
| (2) | 本市の各計画との関係 | 16 |
| (3) | 持続可能な開発目標 (SDGs Sustainable Development Goals) との関連について | 16 |
| 2 | 基本理念 | 17 |
| 3 | 基本認識 | 17 |
| 4 | 計画期間 | 19 |
| 5 | 基本方針 | 19 |

| | |
|----------------------------|----|
| (1) 自死の予防を実現するために必要な状態 | 20 |
| (2) 4つの重点対象 | 22 |
| 6 計画目標 | 22 |
| (1) 自殺死亡率 | 22 |
| (2) 自死の予防を実現するために必要な状態の達成度 | 23 |

第4章 自殺対策を推進するための具体的な取組み . . . 24

| | |
|-------------------------------|----|
| 1 自死の予防を実現するために必要な状態に関する取組み | 25 |
| (1) 社会全体レベルに関する取組み | 25 |
| (2) 身近なコミュニティや対人関係レベルに関する取組み | 53 |
| (3) 個人レベルに関する取組み | 60 |
| 2 4つの重点対象に関する取組み | 65 |
| (1) 重点対象1 若年者に関する取組み | 65 |
| (2) 重点対象2 勤労者に関する取組み | 65 |
| (3) 重点対象3 自殺未遂者等ハイリスク者に関する取組み | 66 |
| (4) 重点対象4 被災者に関する取組み | 66 |

第5章 対策を推進する体制 . . . 67

| | |
|--------------------|----|
| 1 自殺対策の評価・検証 | 67 |
| (1) 担当部署による定性的自己評価 | 67 |
| (2) 市民意識調査による評価 | 68 |
| 2 推進体制 | 68 |

第1章 計画の策定にあたって

- ・我が国における年間の自殺者数は、平成10（1998）年に初めて3万人を超え、その後も高止まりの状況が続いていた。
- ・国はこれを社会的問題として捉え、平成18（2006）年に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）を制定するとともに、翌年の平成19（2007）年には自殺総合対策大綱（以下、「大綱」という。）を策定し、自殺予防対策の推進に努めてきた。
- ・この結果、平成22（2010）年以降、自殺者数は減少し、年間3万人を割り込むようになったが、20歳未満の自殺死亡率¹が平成10（1998）年以降概ね横ばい傾向で推移していることに加え、20代、30代における死因の第1位が自死²であること、我が国の自殺死亡率が他の先進諸国と比較して高い水準にあるなど、非常事態が続いている状況にあった。
- ・この現状を踏まえ、平成28（2016）年に基本法が改正され、すべての地方自治体に自殺対策計画の策定が義務づけられた。平成29（2017）年には大綱が見直され、国の目標として自殺死亡率を令和8（2026）年までに平成27（2015）年比で30%以上低下させることとされた。
- ・大綱を踏まえると、自殺対策を検討するにあたっては、自死の原因を個人的問題として捉えるのではなく、自死に追い込む様々な要因の解消・解決を図るという視点に立つことが重要であり、その上で、現に追い込まれている人々がそれ以上追い込まれることのないよう、関係機関との連携の下、安心できる生活を取り戻すための取組みを進める必要があると考えられる。
- ・本市においては、こうした背景を踏まえ、自死の現状分析や課題整理を行い、平成31（2019）年3月に仙台市自殺対策計画（以下、「第1期計画」という。）を策定し、自殺死亡率を平成27（2015）年比で、22%以上低下させることを目標として総合的かつ効果的な自殺対策の推進を図ってきた。
- ・この間、全国¹の自殺者数は減少傾向にあったが、令和2（2020）年に11年ぶりに増加に転じ、新型コロナウイルス感染症拡大による影響²が指摘されている。
- ・令和4（2022）年10月には、改めて大綱が見直され、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化や、女性に対する支援の強化などが盛り込まれた。

¹ 人口10万人あたりの自殺者数。

² 本市では、自死遺族への配慮として、法律名や法律等の中で用いられる用語、統計用語等を除き、「自殺」に代えて「自死」の言葉を使用する。

大綱では、非常事態が^{ひじょうじたい}いまだ^{つづ}続いており、決して楽観^{らっかん}できる^{じょうきょう}状況にはない
として、見直し^{みなお}前の^{まえ}大綱^{たいこう}に^ひ引き^{つづ}続き、令和8（2026）年^{れいわ}までに、自殺^{ねん}死亡率^{じきつしぼうりつ}
を平成27（2015）年^{へいせい}比^{ねんひ}で30%以上^{ぼーせんといじょうていか}低下^{すうちもくひょう}させる^{せってい}数値^{すうちもくひょう}目標^{せってい}が設定^{せってい}された。
・令和5（2023）年^{れいわ}度は、第1^{ねん}期^{だい}計画^{きけいかく}の最終^{さいしゅう}年度^{ねん}にあたる^{ねん}ことから、大綱^{たいこう}の
内容^{ないよう}を踏^ふまえて、第2^{だい}期^き仙台^{せんだい}市^し自殺^{じきつ}対策^{たいさく}計画^{けいかく}（以下^{いか}、「第2^{だい}期^き計画^{けいかく}」とい
う）を策定^{さくてい}することとする。

第2章 第1期計画の振り返り

1 第1期計画の概要

(1) 基本理念

- ・本市の目指すべき姿として、『一人ひとりが、互いに多様性を認め合い、かけがえのない個人として尊重され、安心して暮らすことができるまちづくり～誰も自死に追い込まれることのない仙台の実現～』を基本理念とした。

(2) 基本認識

- ・大綱の内容を踏まえ、次のとおりとした。
 - 自死は、個人の問題ではなく、社会全体の問題である
 - 自死の背景にある問題は、誰にでも起こり得る
 - 多様性や違いを認め、理解し合うことが重要である
 - 自殺対策の中心は「生きることの包括的な支援」である
 - 自死に至るプロセスや各段階に応じた対策が重要である
 - 本市の自死の特徴を踏まえた取組みが重要である

(3) 基本方針

- ・以下の通り4つの取組みの方向性と、特に対策が必要な4つの重点対象を定める。
 - ・自死を社会全体の問題として捉え、必要な支援を提供するための環境整備や、自死に追い込む様々な要因の解消に向けて、総合的かつ効果的な自殺対策を推進する。

○4つの取組みの方向性

【方向性1】一人ひとりの気づきと見守りの推進

【方向性2】人材の確保と育成

【方向性3】対象に応じた支援

【方向性4】自殺対策に関するネットワークの構築

○4つの重点対象

【重点対象1】若年者³

【重点対象2】勤労者

【重点対象3】自殺未遂者等ハイリスク者

³ 厚生労働省の自殺対策白書や地域における自殺の基礎資料において、概ね39歳以下の者が、若年層とされていることを踏まえ、本計画では39歳以下の者を若年者とする。

じゅうてんたいしょう ひきいしゃ
【重点対象4】被災者

けいかくもくひょう
(4) 計画目標

- ・計画の最終年である令和5（2023）年の自殺死亡率を平成27（2015）年比で、22%以上低下させる（平成27年：17.6→令和5年：13.7以下）。

おも とりく
(5) 主な取り組み

とりく ほうこうせい
① 4つの取り組みの方向性

- ・4つの方向性に沿って、合計214の取り組みを行った。

ほうこうせい ひとり き みまも すいしん
【方向性1】一人ひとりの気づきと見守りの推進

自死は一部の人の個人の問題ではなく、その背景にある問題は、誰にでも起こり得る身近なものであるという適切な理解を促すとともに、多様性を認め合い、偏見、虐待、差別等の解消を図るための啓発を推進する。

ほうこうせい じんざい かくほ いくせい
【方向性2】人材の確保と育成

自死に至るプロセスや各段階に応じ、働きかけを行い、課題解決を図ることができ、関係機関職員を育成する。

身近な人の危機的状況において必要な援助をしたり、相談機関等の利用を促したりするなど、広く市民が適切な対応を行えるよう、自死に関する理解や対応方法の普及を図る。

ほうこうせい たいしょう おう しえん
【方向性3】対象に応じた支援

重点対象をはじめとした市民の年代、職業、生活環境、ライフステージ等に応じたきめ細かな相談支援を行うとともに、事前対応、危機対応、事後対応の段階に応じた効果的な相談支援を推進する。

ほうこうせい じきつたいさく かん こうちく
【方向性4】自殺対策に関するネットワークの構築

自死に関連する様々な要因に対処できるよう、多様な分野の施策や関係機関の連携体制を強化する。

事態が深刻化する前の早期対応や課題解決を推進するため、地域住民や民間団体等との官民協働のネットワーク形成を図る。

- ・令和2年、令和3年の自殺者数が増加したことを踏まえ、それぞれの方向性に記載した取り組みの一部を拡充したほか、新規取り組みとして以下の取り組みを追加した。

ほうこうせい ひとり き みまも すいしん
【方向性1】一人ひとりの気づきと見守りの推進

○高齢男性に向けた自死に関連する相談窓口の広報

○若年女性に向けた自死に関連する相談窓口の広報

【方向性2】人材の確保と育成

○高齢者に対応する支援機関職員向け支援ガイドブックの作成

○若年者に対応する支援機関職員向け支援ガイドブックの作成

○SNSを活用したゲートキーパー研修

【方向性3】対象に応じた支援

○困難を抱える女性への支援事業

○特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援事業

○若者自立・就労支援事業

【方向性4】自殺対策に関するネットワークの構築

○子ども・若者支援地域協議会

②4つの重点対象

・特に対策が必要な4つの重点対象に対し、4つの方向性ごとに取組みを行った。

【重点対象1】若年者

(方向性1)

若年者が抱えやすい勤務問題、学校問題、健康問題などの悩みを生じさせないための多様な普及啓発を行うとともに、自死に関する適切な理解の促進を図る。

(方向性2)

若年者は自発的には相談や支援につながりにくい傾向があるため、危機的状況に追い込まれた際に表れるサインやシグナルを見逃さず、適切に対処ができる支援者を配置・育成する。

(方向性3)

若年者はライフステージによって、学校や会社など、取り巻く環境が変化し、それに伴い困りごとや悩みも変化することから、それらに応じた相談支援体制を整備し、切れ目のない支援を提供する。

(方向性4)

若年者のライフステージの変化等に伴う様々な困りごとや悩みに対応できるよう、地域、関係機関・団体、行政が協働し、支え合いを促進する環境づくりや関係機関・団体の連携強化に取り組む。

【重点対象2】勤労者

(方向性1)

労働環境や労働条件などの勤務問題、生活困窮や多重債務などの経済・生活問題等の相談窓口などの周知を図る。また、ワーク・ライフ・バランス等を含めた労働環境の改善を図るための啓発を推進する。

(方向性2)

勤労者が勤務問題や経済・生活問題等に関する困りごとや悩みを抱え、危機的状況に追い込まれた際に表れるサインやシグナルを見逃さず、適切に対処できるよう、関係機関の相談窓口職員の能力向上を図る。

(方向性3)

勤務問題や経済・生活問題等に起因する様々な困りごとや悩みについて、外部相談支援機関と連携しつつ相談窓口を設置し、利用促進を図る。

(方向性4)

労働関係機関・団体のネットワークを形成し、メンタルヘルスを含めた心身機能の維持・向上などの健康づくりや働きやすい環境づくりを推進する。

【重点対象3】自殺未遂者等ハイリスク者

(方向性1)

自殺未遂者等ハイリスク者に関わる関係機関職員や家族など身近な人に対して、自殺未遂を含めた自死に関する適切な理解を促す啓発に取り組むとともに、相談窓口の周知に取り組む。

(方向性2)

自殺未遂者等ハイリスク者に関わる関係機関職員が、自殺未遂者等ハイリスク者との信頼関係を構築のうえ、適切なアセスメントを実施するとともに、多機関が協働で支援するための総合的な方針や計画が立案できるよう、その能力の向上を図る。

(方向性3)

自殺未遂者等ハイリスク者が自死に至る行動に及ぶことのないよう、総合的な支援方針や計画に基づき、多機関協働支援を行うための要となる機能を段階的に確立する。

(方向性4)

家族や身近な支援者を含めた多機関協働による支援を提供するため、保健、

いりよう きょういく ろうどう しほう ふくしどう かんけいきかん れんけい
医療、教育、労働、司法、福祉等の関係機関による連携とネットワークの
けいせい しえん かくりつ と く
形成、支援システムの確立に取り組む。

じゅうてんたいしょう ひさいしゃ
【重点対象4】被災者

ほうこうせい
(方向性1)

しんしん けんこう ちいきしゃかい こりつ ぼうし
心身の健康づくりや地域社会からの孤立防止のためのコミュニティづくり
れんどう さいがい ほんのう かん てきせつ りかい うなが けいはつ と
と連動し、災害によるストレス反応に関する適切な理解を促す啓発に取り
く ぞうだんまどぐち しゅうち と く
組むとともに、相談窓口の周知に取り組む。

ほうこうせい
(方向性2)

ひさいしゃ しえん にな さまざま かんけいきかん しょくいん じし
被災者支援を担う様々な関係機関の職員が、自死のリスクにつながりやす
よういん ふ てきせつ しえん かた しゅほう まな きかい もう しえんりよく
い要因を踏まえた適切な支援のあり方や手法を学ぶ機会を設け、支援力の
こうじょう はか
向上を図る。

ほうこうせい
(方向性3)

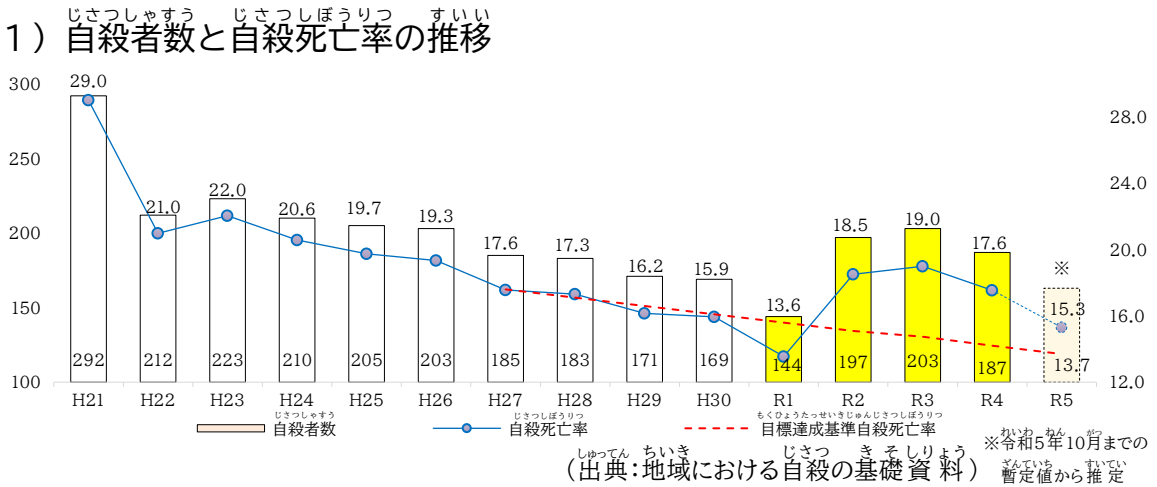
ひさいしゃ せいかつ ぼんそう ていきてき ほうもん ふく ちようきてき
被災者の生活に伴走し、定期的な訪問（アウトリーチ）を含めた長期的かつ
ほうかつてき しえんたいせい じゅうじつ つと
包括的な支援体制の充実に努める。

ほうこうせい
(方向性4)

ひさいしゃ ちいきしゃかい こりつ ぼうし あんしん せいかつ かくほ ひさいしゃ
被災者の地域社会からの孤立防止や安心した生活の確保のため、被災者
しえん かが かんけいきかん だんたい きょうか
支援に関わる関係機関・団体のネットワークを強化する。

2 第1期計画期間中の自死等の傾向

(1) 自殺者数と自殺死亡率の推移



・自殺者数

計画期間初年の令和元年は144名と前年比で大きく減少したが、令和2年は197名、令和3年は203名と急激に増加した。令和4年は微減して187名となった。

・自殺死亡率

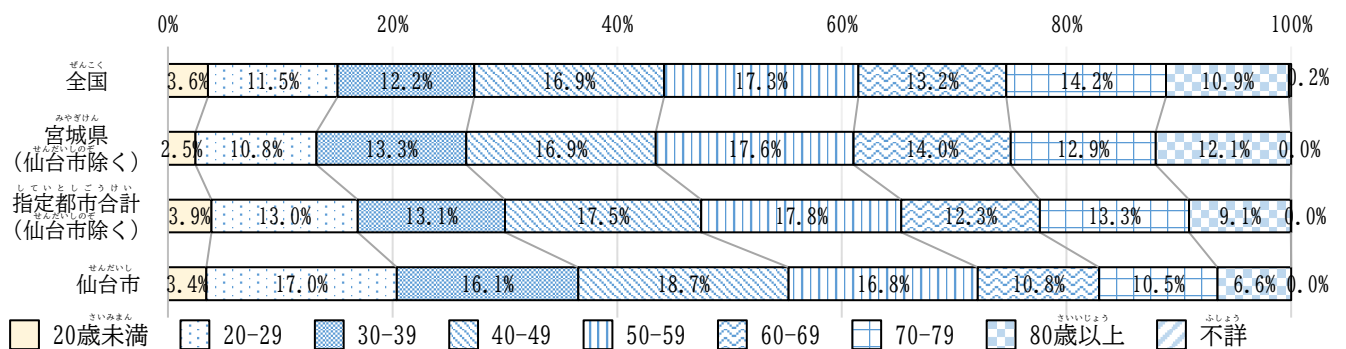
令和元年は13.6で前年と比較して大きく低下したが、令和2年は18.5、令和3年は19.0と大幅に増加に転じた。令和4年は17.6とやや改善したが、計画目標(13.7)には到達していない。

なお、令和5年は、10月までの暫定値を基に推定すると、令和4年よりも低下する見込みである。

(2) 4つの重点対象に関する自死等の傾向について

①若者の傾向

○若年者の占める割合(令和元年～令和4年の合計値)

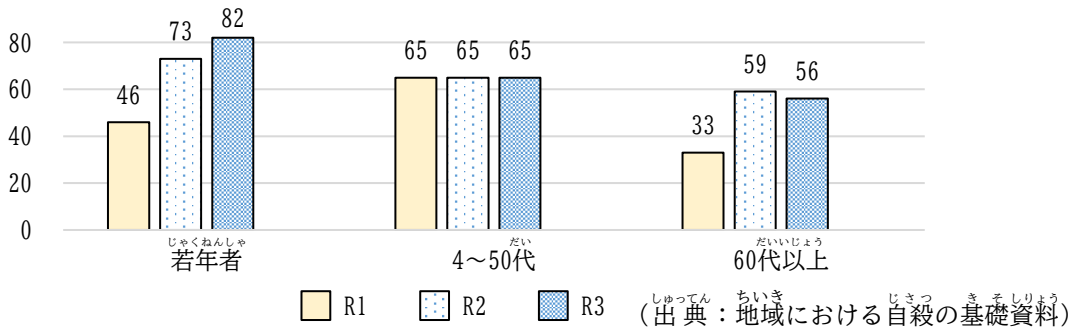


※注: 小数点第2位を四捨五入しているため合計が100%とならないことがある

(出典:地域における自殺の基礎資料)

- ・若年者が自殺者数全体に占める割合は36.5%に達し、全国・宮城県（本市を除く）・指定都市合計（本市を除く）と比較して、最も大きくなっている。

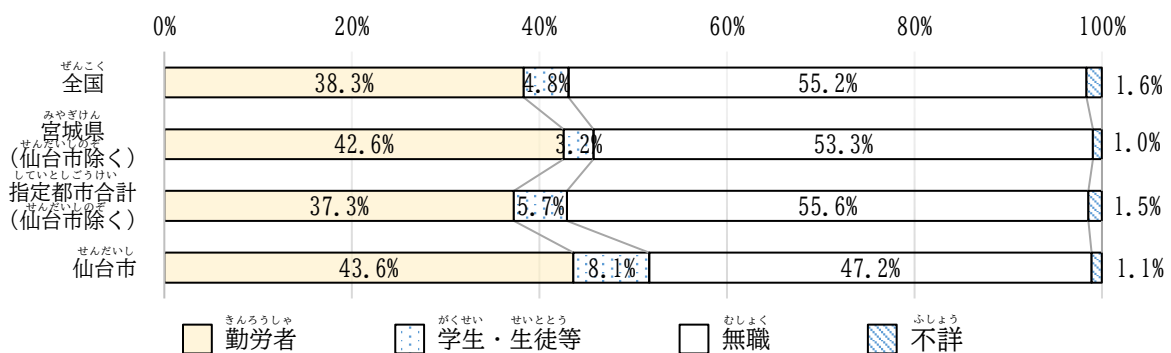
○新型コロナウイルス感染症流行期の年代別自殺者数



- ・新型コロナウイルス感染症流行期の令和元年から令和3年の自殺者数について、若年者は前年比で2年連続増加したが、4～50代は横ばいとなり、60代以上は令和2年に増加したものの令和3年では微減している。
- ・この時期の若年者の原因動機の特徴としては、他の年代と比較して、人間関係に関連する悩み（孤独感や、家族・交際関係、職場や学校内の人間関係の悩みなど）が増加する傾向がみられた。その一方、例年高い割合を占めている健康問題（うつ病等精神疾患に関する悩み）、勤務問題（仕事での失敗など）、経済・生活問題（事業不振や失業など）には顕著な変化は見られなかった。

②勤労者の傾向

○勤労者の占める割合（令和元年～令和4年の合計値）



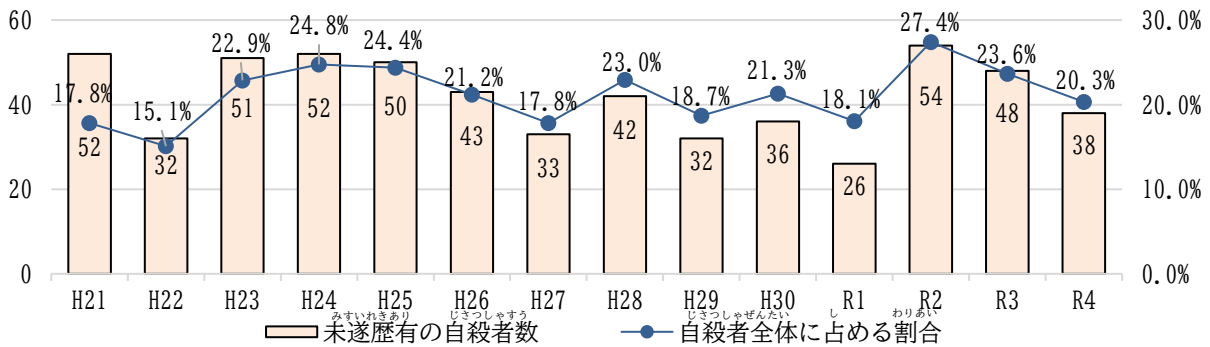
※注：小数点第2位を四捨五入しているため合計が100%とならないことがある
(出典：地域における自殺の基礎資料)

- ・勤労者が自殺者数全体に占める割合は、全国・宮城県（本市を除く）・指定

としごうけいほんし のぞ ひかく もっと おお
 都市合計（本市を除く）と比較して、最も大きくなっている。

- ・例年、勤労者の原因動機の上位は健康問題（うつ病等精神疾患に関する悩み）、勤務問題（仕事での失敗など）、経済・生活問題（事業不振や失業など）、家庭問題（夫婦関係の不和など）であり、この傾向に変化は見られなかった。

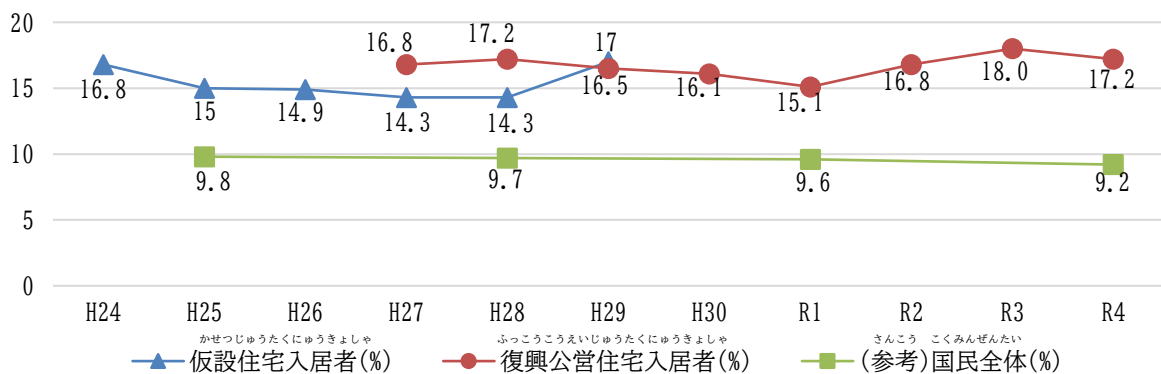
③ 自殺者数全体に占める自殺未遂歴のある人数と割合の推移



(出典: 地域における自殺の基礎資料)

- ・計画初年の令和元年は、平成21年以降で最小となる26人、占める割合でも18.1%となったが、その後は急激に増加し割合も20%を超えた状態となっている。

④ 復興公営住宅等に入居する被災者のうち、気分障害に相当する心理的苦痛の大きい方の割合の推移



(出典: 民間賃貸借上住宅等入居者健康調査・災害公営住宅入居者健康調査(宮城県・仙台市) 令和4年国民生活基礎調査(厚生労働省))

- ・本市内設置の仮設住宅（プレハブ仮設住宅、借上げ公営住宅等、民間賃貸借上住宅）及び復興公営住宅における心理的苦痛が大きい方⁴の割合

⁴ 心の健康度を測定するK6尺度（6項目24点満点）の合計点が高いほど不安、抑うつなどの心理的苦痛が大きいとされている。合計点が10点以上で気分障害・不安障害に相当するとされている。

は、一貫して、国民全体の平均を大きく上回る状態が続いている。

(3) 計画期間中の自死等に影響したと考えられる社会経済状況について

・大綱では、令和2年の新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことを指摘している⁵。とりわけ、社会全体のつながりが希薄化し、新型コロナウイルス感染症拡大により人との接触機会が減り、それが長期化することで、人との関わり合いや雇用形態を始めとした様々な変化が生じたことが自死等の増加の要因と推測している。

・雇用等については、生活娯楽関連サービスや運輸業、郵便業、卸売業の活動が低調になったことが指摘され⁶、本市でも、宿泊・飲食サービス業、卸売業、小売業、運輸業における影響が大きく、一定程度の影響が見られた⁷。

・また、社会とのつながりや人との関わり合いについては、本市でも様々な分野や領域での集合あるいは対面形式による各種取組みの中止や縮小といった対応が取られ、全国と同様に社会全体としてつながりの希薄化があったと考えられる。

・新型コロナウイルス感染症拡大以降の本市の自死等の傾向では、若年女性の増加が目立ち、コロナ禍におけるメンタルヘルスの悪化や様々な生活上の支障が生じている様子が浮き彫りとなった（p.10 コラム参照）。

・これらのことから、直接的な因果関係の特定は困難ではあるが、本市の自殺死亡率増加の背景に、新型コロナウイルス感染症拡大による何らかの影響があったものと考えられる。

(4) 計画期間中の自死等の傾向のまとめ

・計画期間中の自死等の傾向については、以下のとおりまとめられる。

○本市では平成21年以降、自殺者数を減少させていることから、この流れを引き継ぐ第1期計画の取組みは、自死抑制の効果を持っていたものと考えられる。

○しかし、新型コロナウイルス感染症による社会経済状況の変化の影響が、特に重点対象である若年者に強く現れたことなどから、自殺死亡率は目標値までは届いていない。

⁵ 令和4年10月（厚生労働省）、自殺総合対策大綱

⁶ 令和2年7月（経済産業省）、新型コロナウイルスの影響を最も受けた生活娯楽関連サービスとは

⁷ 令和3年6月（仙台市経済局）、新型コロナウイルス感染症にかかる市内事業所への影響調査

- 各重点対象については、以下の通り、割合がいずれも高い状態が続いていることから、改善方向の変化を与えるまでには至らなかった。
- ◇ 若年者と勤労者については、自殺者数全体に占める割合が、他都市等（全国、宮城県（本市を除く）、指定都市合計（本市を除く））と比較して大きい傾向が続いている。
 - ◇ 自殺者数全体に占める自殺未遂歴のある方の割合は、20%前後で推移しており、一貫して高い状態が続いている。
 - ◇ 復興公営住宅入居者の中で心理的苦痛を抱えている方の割合が高止まりしている。

コラム 新型コロナウイルス感染症拡大時期の自死等の傾向について

1 本市における自殺者数について

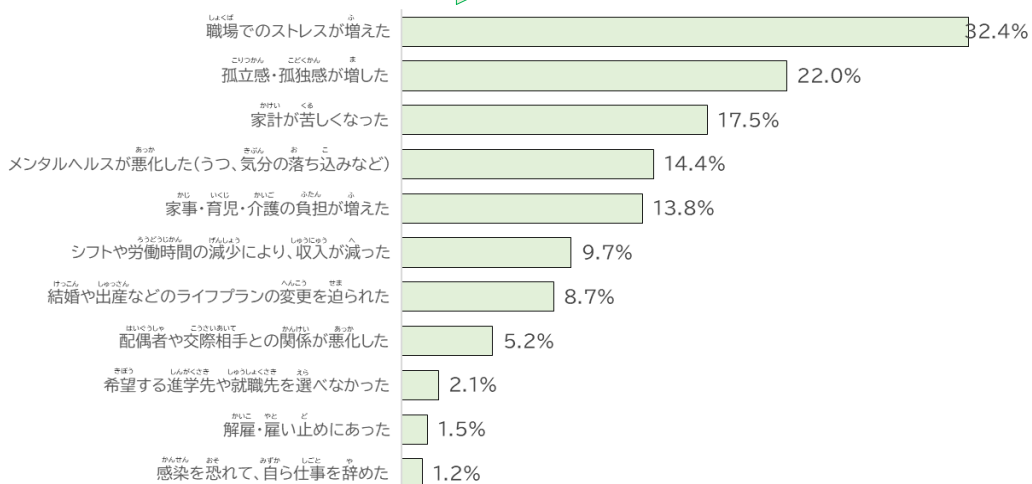
- ・新型コロナウイルス感染症拡大時期にあたる令和2年の本市の自殺者数は、197人で、前年比で約1.4倍に増加した。
- ・特に増加が目立った属性は、39歳以下の女性（以下、「若年女性」）で、令和2年は37人で、前年の13人と比較して、約2.8倍に増加した。
- ・全国的にも令和2年は、女性の自殺者数が顕著に増加しており、大綱では、その理由として、新型コロナウイルス感染症拡大による人の関わり合いの減少による孤立孤独や雇用問題の深刻化（非正規雇用や解雇）などを挙げている。

2 新型コロナウイルス感染症拡大による若年女性への影響⁸について

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大が若年女性にどのような影響にあったのかについて、以下のとおりまとめた。

① 生活上の様々な影響について

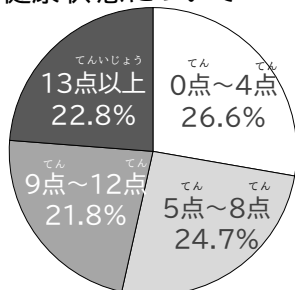
影響があった事柄の内訳(N=1,649) ▶ コロナ禍で生活に何らかの影響ありの割合 71.7%



・職場や家庭における負担、孤立孤独、収入減少、解雇・雇い止めなど、暮らしの様々な場面において影響が見られている。

② 心の健康状態について

過去1ヶ月の心の健康状態(K6尺度の合計点)の分布



・全国20歳以上(男女)の調査結果と、本市の調査結果を比較⁹すると、若年女性のメンタルヘルスの状態は、悪い傾向が見られる。

⁸ 令和5年3月発行、「仙台市女性の暮らしと困難に関する実態調査報告書」(仙台市・(公財)せんだい男女共同参画財団)を基に一部改編。当該調査は仙台市と(公財)せんだい男女共同参画財団が令和4年度に実施したもの。仙台市内の若年女性が抱える問題やニーズを明らかにし、支援施策の方向性を探るため、仙台市内に居住する18歳から39歳までの女性5,000人を対象として実施し、1,649人から回答があった(有効回答率33.0%)。

⁹ 得点の区分や調査方法、調査対象が異なるため、単純に比較はできないが、2019年の「国民生活基礎調査」(厚生労働省)では、得点10点以上の割合は10.3%(20歳以上の男女の結果)に対し、本調査は9点以上が44.6%と4倍強の値となっている。

3 第2期計画の策定に向けて

(1) 基本理念、基本認識について

- ・基本法や大綱における考え方などに大きな変更はなく、また本市の自死等の状況を踏まえても、第1期計画の基本理念や基本認識のもと取組みを継続・拡充する必要があるものと考えられる。

(2) 基本方針について

① 4つの取組みの方向性

- ・第1期計画では、基本方針として、4つの取組みの方向性を定め、自殺対策を推進してきた。自死の予防をさらに推進するためには、こうした4つの方向性に基づく取組みによって、自死の予防が実現される状態をどのように作り出すのかをより明確に示すことが必要である。
- ・自死の予防が実現される状態は、日々の暮らしの様々な場面に関係するが、大綱の内容を踏まえると、社会全体で自殺リスクを低下させることや段階に応じた相談支援体制の整備といった「社会全体レベル」、身近な知人や周囲の人、家族や所属集団での見守りや支え合いが進展するといった「身近なコミュニティや対人関係レベル」、国民一人一人に対しての自死に関する適切な理解促進や困りごとを抱えた際の対処方法の普及啓発などの「個人レベル」という3つのレベルで整理することが可能であると考えられる。

② 4つの重点対象

- ・4つの重点対象の自死等の傾向に大きな変化はなく、本市の一貫した特徴として捉えられることから、引き続き特に対策が必要な対象として認識する必要がある。
- ・若年者は、新型コロナウイルス感染症の流行期において、特に人間関係に関する悩みが自死の原因動機として増加する傾向が見られた。このことから、従来の対策に加え、他者との良好な関係を維持構築する支援を行うことに取り組む必要があると考えられる。
- ・勤労者は、健康問題や家庭問題のほか、会社などの労働場面で生じる勤務問題や経済・生活問題といった悩みが常に多く見られている。勤労者の悩みが早期に解消されるためには、会社などの所属する集団においても対策に予防的に取り組む必要があると考えられる。

- ・自殺未遂者等ハイリスク者は、より確実に自殺未遂等の自殺関連行動の再企図防止等に取り組むほか、自殺関連行動に至らせない予防的なかわりを行っていく必要があると考えられる。
- ・被災者は、メンタルヘルスの回復に長期間にわたる支援を要する人も少なくないことから、支援を継続できる体制を整えるとともに対応できる人材の確保育成に取り組む必要があると考えられる。

(3) 計画目標について

- ・本市では平成21年以降、自殺者数を減少させていることから、この流れを引き継ぐ第1期計画の取組みは、一定の自死抑制の効果があると考えられる。
- ・令和2年、令和3年は、自殺者数が増加に転じたが、これは新型コロナウイルス感染症拡大による社会経済状況の悪化の影響が、特に若年者に強く現れたためと考えられる。
- ・令和4年は自殺者数が低下したことや、令和5年の暫定値を踏まえると、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は、徐々に改善すると見込まれる。
- ・第1期計画期間中を通じてみると、計画目標には届いていない。このため、第2期計画においては、第1期計画に掲げた目標の早期達成を図るとともに、さらなる改善を目指すことが求められると考えられる。

第3章 基本的な考え方

1 計画の位置づけ

(1) 法律上の位置づけ

- ・第2期計画は、基本法第13条第2項に基づく、市町村自殺対策計画とする。

(2) 本市の各計画との関係

- ・第2期計画は、仙台市基本計画を上位計画とし、市の関連する分野別の諸計画との整合性が図られた計画とする。

(3) 持続可能な開発目標（SDGs Sustainable Development Goals）との関連について

- ・SDGs Sustainable Development Goals とは平成27（2015）年の国連サミットで採択された令和12（2030）年までの持続可能な開発目標である。「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴール、169のターゲットを定めている。
- ・大綱における基本理念は、「誰も自死に追い込まれることのない社会の実現」であり、この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものである。

- ・したがって、第2期計画に基づく自殺対策を推進することは、SDGsに掲げられたゴールの達成に向けた施策としての意義も持ち合わせるものである。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 基本理念

- ・第2期計画を推進することにより本市の目指すべき姿として、第1期計画に引き続き基本理念を次のとおりとする。

一人ひとりが、互いに多様性を認め合い、かけがえのない個人として尊重され、安心して暮らすことができるまちづくり
 ～誰も自死に追い込まれることのない仙台の実現～

3 基本認識

- ・第2期計画の基本認識は、第1期計画を引き継ぎ次のとおりとする。

○自死は、個人の問題ではなく、社会全体の問題である

- ・自死の要因は、育児、介護、長時間労働等による過労、児童、高齢者、障害者に対する虐待、がん等の進行性疾患や精神疾患等の慢性疾患、失業、倒産、多重債務等に伴う生活苦や生活困窮、いじめ、ハラスメント、性暴力被害等による精神的苦痛、様々な人間関係の不和、日常生活や社会生活における孤独、社会からの孤立、自死遺族、障害者、ひきこもり、性的マイノリティ等に対する偏見・差別や無理解、東日本大震災の影響による心身の不調等多岐に渡っている。

- ・こうした要因については、制度や慣行の見直しのほか、相談支援体制の整備や関連施策に取り組むことでその解消が促され、社会全体の自殺リスクを低下させることができるという認識を持つことが必要である。

○自死の背景にある問題は、誰にでも起こり得る

- ・自死は、一部の人の問題ではなく、様々な身近な要因によって追い込まれた末に起きるものであり、誰もが当事者になり得る問題であるということを、共通認識として全体に広めるよう取り組むことが大切である。

○多様性や違いを認め、理解し合うことが重要である

- ・自分と異なる者に対する偏見や差別、無理解は自死を身近な問題として捉えにくくすることにつながる。
- ・そして、そのことが社会の中での気づきを妨げ、援助を求めることを難しくさせ、自死に追い込むことにつながる。
- ・それぞれの個人の多様性を理解し、認め合い、どの命もかけがえのないものとして、ともに生きる姿勢を、市民全体に広める取組みが求められる。

○自殺対策の中心は「生きることの包括的な支援」である

- ・自死は、「生きることの阻害要因（自死のリスク要因）」が「生きることの促進要因（自死に対する保護要因）」を上回った場合にそのリスクが高くなるとされている。
- ・そのため、自死の危機に陥りつつある方が危機的な状況を回避し、安心して生活できる環境づくりに向けて、「生きることの阻害要因」となり得る様々な要因を減らす取組みを行い、「生きることの促進要因」を増やす取組みを行う視点が求められる。
- ・自殺対策は「生きることの支援」であるという考えに立って、精神保健医療福祉分野だけでなく、社会・経済的な支援を含む多分野の関連施策や支援機関の協働による包括的な取組みを進めることが重要である。

○自死に至るプロセスや各段階に応じた対策が重要である

- ・自死は、様々な要因を発端として、命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要がある。

- ・様々な悩みにより、心理的な負担が強まり、適切な援助を得られない状態が続くと、自死に追い込まれる危険性が高まることが知られている。
- ・そのため、自殺対策を進めるにあたっては、危機的状況に追い込まれるプロセスに応じて、第一に、様々な要因の解消に向けた啓発、相談支援体制の整備や周知などの事前対応、第二に、現に起こりつつある自死の危険への対応にあたっての関係機関の連携による危機対応、第三に、自死が生じたしまった場合の遺族等への支援といった事後対応の、3つの段階に応じた対策を有機的に連携させ、総合的に推進する必要がある。

○本市の自死の特徴を踏まえた取組みが重要である

- ・本市においては、若年者と勤労者の自殺者数全体に占める割合が全国と比べて大きく、加えて東日本大震災により被災された方の心理的苦痛の長期化という課題も見られる。
- ・また、全国的な傾向でもあるが、自殺未遂歴のある自殺者数の割合が高いといった課題もある。
- ・こうした対象への対策を推進するために、対象者の年代や職業、生活環境、ライフステージ、地域社会の状況等に応じた積極的な取組みが求められる。

4 計画期間

- ・大綱は、概ね5年を目途に見直しを行うこととされている。その内容を踏まえて本計画についても見直しを行うことが望ましいと考えられることから、計画期間を、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とする。
- ・なお、国や宮城県の動向、社会情勢の変化などを考慮して、必要に応じて本計画の見直しを検討することとする。

5 基本方針

- ・自殺対策を進めるにあたっては、自死を社会全体の問題として捉え、必要な支援を提供できるよう環境整備を進めることや、自死に追い込む様々な要因の解消に向け、関係する主体が連携し、包括的な取組みを進めることが必要となる。

- ・また、本市の自死の特徴などを的確にとらえ、重点対象を定めて、積極的に取組みを進めていくことも重要である。
- ・第2期計画では、以下に掲げるとおり、自死の予防を実現するために必要な状態と特に対策が必要な重点対象を定め、関係機関等とも密に連携を図りながら、総合的かつ効果的な取組みを進めていく。

(1) 自死の予防を実現するために必要な状態

- ・自死の予防が実現される状態は、社会全体で自死のリスクを低下させることや段階に応じた相談支援体制の整備といった「社会全体レベル」、身近な知人や周囲の人、家族や所属集団での見守りや支え合いが進展するといった「身近なコミュニティや対人関係レベル」、国民一人一人に対しての自死に関する適切な理解促進や困りごとを抱えた際の対処方法の普及啓発などの「個人レベル」という3つのレベルから整理する。
- ・社会全体レベルでは、次の4つの状態が達成されることを目指す必要があると考える。
 - 自死の要因となり得る多様な問題に対応できる相談窓口や支援の体制が十分に整っていること
 - 自死の要因となり得る多様な問題に対応する支援職員の能力が十分に高い状態が維持されていること
 - 自死の要因となり得る多様な問題に包括的・具体的にに対応できる多機関ネットワークが構築され機能していること
 - 自死の要因となり得る悩みや困りごとが生じない環境が整っていること
- ・身近なコミュニティや対人関係レベルでは、次の3つの状態が達成されることを目指す必要があると考える。
 - 身近なコミュニティにおいて、自死の要因となり得る多様な問題に対する適切な理解が十分浸透すること
 - 様々な悩みや困りごとを抱えた人への適切なサポートや対応を学び、身近なコミュニティにおける危機対処能力が向上すること
 - 身近なコミュニティのメンバー同士の支え合いや同じ悩みを抱えた者の交流や分かち合いが促進されること
- ・個人レベルでは、次の3つの状態が達成されることを目指す必要があると考える。

○人を自死に追い込む差別等の社会的な問題や自分自身のセルフケア、健康維持（精神的、身体的）に関する適切な知識の習得や理解が促されること

○様々な悩みや困りごとに対応できる相談窓口に関する情報が届き、実際の活用が促されること

○人を自死に追い込む社会的な問題に対する対応方法の習得や実際の対応が促されること

- ・ 以上をあわせて、自死の予防を実現するために必要な状態とし、状態達成に向け、取り組みを推進する。
- ・ 大綱における自殺対策の基本方針と、自死の予防を実現するために必要な状態の関係性については、図1のとおり。

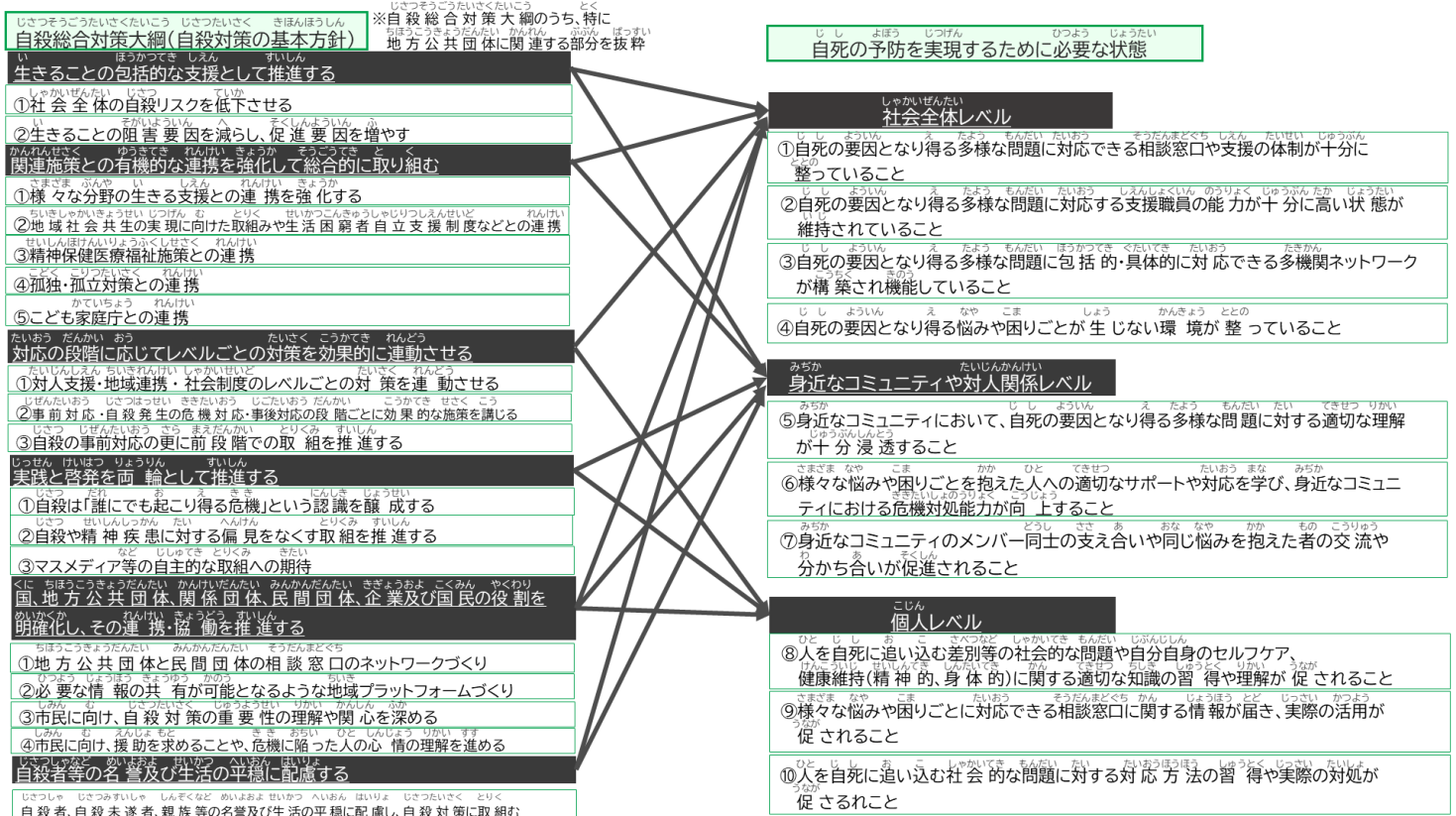


図1 大綱における基本方針と、自死の予防を実現するために必要な状態との関係性

(2) 4つの重点対象

- ・特に対策が必要な対象として、第1期計画に引き続き、以下の4つと定め、それぞれの特徴に応じた対策を推進する。

| | |
|-------|--------------|
| 重点対象1 | 若年者 |
| 重点対象2 | 勤労者 |
| 重点対象3 | 自殺未遂者等ハイリスク者 |
| 重点対象4 | 被災者 |

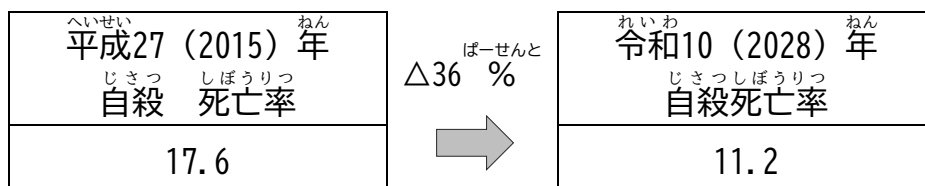
- ・重点対象1 若年者に対しては、新型コロナウイルス感染症流行期に自殺者数が大幅に増加したことや、原因動機として、孤独感を含む様々な場面での人間関係に関連する悩みが増加したことを踏まえ、他者とのつながりを得られる機会や安心して過ごせる居場所の提供など、孤独・孤立を防止することに取り組む。
- ・重点対象2 勤労者に対しては、原因動機として、所属集団である勤務先での早期の気づきや対応が鍵となるものが上位を占めていることを踏まえ、各勤務先でのゲートキーパー養成や、勤務先と相談支援機関との連携を強化させることに取り組む。
- ・重点対象3 自殺未遂者等ハイリスク者に対しては、自殺未遂歴が最も強い自死のリスク要因とされていることを踏まえ、自殺未遂者が確実に相談支援につながるよう、搬送先の救急告示病院等の関係機関との連携強化に取り組むとともに、より早期の希死念慮の段階から、相談支援につなげるための予防的な対応の充実に取り組む。
- ・重点対象4 被災者に対しては、被災後相当の期間が経過しても、心理的苦痛を抱える人の割合が高い状態が続いていることを踏まえ、健康支援やメンタルヘルス向上支援の観点から、超長期にわたる被災者支援のあり方について、体制整備や人材育成に取り組む。

6 計画目標

(1) 自殺死亡率

- ・大綱の目標は令和8(2026)年までに平成27(2015)年比で30%以上低下(平均年3%以上低下)させることとしている。これに呼応し、自殺死亡率を計画の最終年である令和10(2028)年までに、平成27(2015)年比で36%

いじょうていか もくひょう
以上低下させることを目標とする。



(2) 自死の予防を実現するために必要な状態の達成度

- ・ 自死の予防を実現するために必要な状態がどの程度達成されたかについて、計画期間中に市民意識調査等を実施して、測定し評価する。
- ・ 市民意識調査は、計画4年目となる令和9 (2027) 年に実施する。
- ・ また、ベースライン測定として、第2期計画の初年度となる令和6年度当初に、ベースライン調査を行う。
- ・ ベースラインを基に、必要な状態を達成するための目標値を設定する。
- ・ 評価は、ベースライン調査の結果と市民意識調査の結果を比較し、目標の達成度を踏まえて行う。

第4章 自殺対策を推進するための具体的な取り組み

- ・ 自殺の予防を実現するために必要な状態と具体的な取り組みの例と、目指す状況（基本理念や計画目標）の関係性について、第2期計画の対策の全体像として図2のとおり整理し、次項以下において、関連する具体的な取り組みを掲載する。

自殺の予防を実現するために必要な10の状態と具体的な取り組みの例

目指す状況

| 社会全体レベル | |
|-------------------|---|
| ① | 自殺の要因となり得る多様な問題に対応できる相談窓口や支援の体制が十分に整っていること (取組み例)〇暮らし支える総合相談の実施 〇スクールカウンセラーによる支援の実施 など |
| ② | 自殺の要因となり得る多様な問題に対応する支援職員の能力が十分に高い状態が維持されていること (取組み例)〇自殺未遂者等ハイリスク者支援研修の実施 〇心の健康対応力向上研修の実施 など |
| ③ | 自殺の要因となり得る多様な問題に包括的・具体的にに対応できる多機関ネットワークが構築され機能していること (取組み例)〇自殺対策推進センターを中心とした関係機関ネットワークの構築 〇仙台市子ども・若者支援地域協議会の設置 など |
| ④ | 自殺の要因となり得る悩みや困りごとが生じない環境が整っていること (取組み例)〇中小企業の表彰制度の実施 〇地域包括支援センターによる支援の実施 など |
| 身近なコミュニティや対人関係レベル | |
| ⑤ | 身近なコミュニティにおいて、自殺の要因となり得る多様な問題に対する適切な理解が十分浸透すること (取組み例)〇企業等向けゲートキーパー養成研修の実施 〇いじめ防止きずなキャンペーンの実施 など |
| ⑥ | 様々な悩みや困りごとを抱えた人への適切なサポートや対応を学び、身近なコミュニティにおける危機対処能力が向上すること (取組み例)〇災害後メンタルヘルス研修の実施 〇大学生向けの自殺に関する適切な理解の普及啓発 など |
| ⑦ | 身近なコミュニティのメンバー同士の支え合いや同じ悩みを抱えた者の交流や分かち合いが促進されること (取組み例)〇被災者向けの健康教室や交流会の実施 〇性的少数者などのためのコミュニティスペースの設置 など |
| 個人レベル | |
| ⑧ | 人を自殺に追い込む差別等の社会的な問題や自分自身のセルフケア、健康維持(精神的、身体的)に関する適切な知識の習得や理解が促されること (取組み例)〇東日本大震災に関する相談窓口等に係る啓発活動の実施 〇多様な性のあり方についての啓発活動の実施 など |
| ⑨ | 様々な悩みや困りごとに対応できる相談窓口に関する情報が届き、実際の活用が促されること (取組み例)〇自殺未遂者等ハイリスク者向けリーフレットによる啓発 OSNSを活用した相談窓口の普及啓発 など |
| ⑩ | 人を自殺に追い込む社会的な問題に対する対応方法の習得や実際の対処が促されること (取組み例)〇地区健康教育(健康問題・健康保持に関する理解促進)の実施 〇命を大切にする教育の推進 など |

重点対象*を含む市民の誰もが自殺に追い込まれることのない仙台の実現

*重点対象

- 重点対象1 若年者
- 重点対象2 勤労者
- 重点対象3 自殺未遂者等ハイリスク者
- 重点対象4 被災者

自殺者数の減少「自殺死亡率の減少」

図2 第2期計画の対策の全体像

1 自死の予防を実現するために必要な状態に関連する取組み

- ・自死対策を推進するための本市の具体的な取組みについて、自死の予防を実現するために必要な状態ごとに分類し、掲載する。
- ・なお、重点対象（※）欄については、取組みの主な対象が4つの重点対象（若年者、勤労者、自殺未遂者等ハイリスク者、被災者）のいずれかに該当する場合には、○印を付している。

(1) 社会全体レベルに関連する取組み

- ①自死の要因となり得る多様な問題に対応できる相談窓口や支援の体制が十分に整っていること
 - ・なお、取組みが対応する悩みや困りごとで分類して掲載しており、複数の困りごとに係る事業は、重複して記載している。

<健康に関する悩みや困りごと>

| No. | 取組み | 事業概要 | 重点対象(※) | | | | 筒区 |
|-----|-----------------------|---|---------|-----|--------|-----|-----------------|
| | | | 若年者 | 勤労者 | ハイリスク者 | 被災者 | |
| 1 | 成年後見制度の利用支援の実施 | 判断能力が十分でなく、福祉サービスの利用契約や財産管理などの支援が必要な場合で、申立を行う親族などがいない方を対象とした市長による申立や後見人など報酬の助成による利用支援 | | | | | 健康 福祉局 各区 |
| 2 | 障害者差別解消相談の実施 | 各区保健福祉センターへの専門職員配置による障害者差別の解消に関する相談支援の実施 | | | | | 健康 福祉局 各区 |
| 3 | 被災者の心のケア支援、被災者健康支援の実施 | ひがしにほんだいしんさい ひざいしき たいしやう けんこうしえん やコミュニティづくりの支援、孤立防止の相談の実施 | | | | ○ | 健康 福祉局 各区 |
| 4 | こころの健康相談の実施 | こころの不調やアルコール問題などの精神的な悩みを抱える市民を対象とした、精神科医などによる相談の実施 | | | | | 健康 福祉局 各区 |
| 5 | 障害者総合相談の実施 | 障害のある方を対象とした、来所、電話、訪問による総合的な生活相談の実施 | | | | | 健康 福祉局 各区 |
| 6 | 自殺未遂者などの家族などへの支援 | 自殺未遂者等の家族等を対象とした、電話や訪問等による相談支援の実施 | | | | ○ | 健康 福祉局 各区 |

| No. | 取り組み | 事業概要 | 若年者 | 勤労者 | ハイリスク者 | 被災者 | 局区 |
|-----|----------------------------|--|-----|-----|--------|-----|------------------|
| 7 | 難病相談の実施 | 難病の方やその家族を対象とした、保健師、看護師、栄養士などによる相談の実施や支援情報の提供 | | | | | 健康 福祉局 各区 |
| 8 | 難病医療相談会の実施 | 難病を治療中の方やその家族を対象とした、専門医などによる情報提供や相談の実施 | | | | | 健康 福祉局 各区 |
| 9 | 健康相談の実施 | 市民が抱える様々な心身の健康問題に関する保健師、栄養士などによる個別相談の実施 | | | | | 健康 福祉局 各区 |
| 10 | エイズ、性感染症に関する検査や相談の実施 | エイズ、性感染症の早期発見や早期治療を目的とした、検査や相談の実施 | | | | | 健康 福祉局 各区 |
| 11 | 肝炎ウイルス検査陽性者へのフォローアップの実施 | 肝炎の早期治療及び重症化予防を目的とした、ウイルス検査陽性者に対する受診状況の確認や受診勧奨の実施 | | | | | 健康 福祉局 各区 |
| 12 | 子どものこころのケア事業の実施 | 幼児健康診査における、親子の心身面の不安やストレスなどの把握と相談及び児童精神科医や臨床心理士などによる専門的な相談の実施 | ○ | | | | 子ども 若者局 各区 |
| 13 | 妊産婦、新生児等訪問指導の実施 | 生後4か月までの乳児がいる家庭を対象とした、保健師、助産師による育児の相談及び産後うつ病などの母親の心理面の把握と継続的な支援の実施 | | | ○ | | 子ども 若者局 各区 |
| 14 | 母子健康手帳交付時における保健指導の実施 | 母子健康手帳交付時の保健師、看護師等専門職による妊婦の心身状態のアセスメントと保健指導の実施 | | | | | 子ども 若者局 各区 |
| 15 | 地区育児相談会の実施 | 子育てサロンや児童館での保健師による子育てに関する個別相談の実施 | | | | | 子ども 若者局 各区 |
| 16 | 日常生活自立支援事業の実施 | 認知症や障害などにより判断能力が十分でない方を対象とした、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスなどの実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 17 | 生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業等の実施 | ワンストップでの総合相談を行い、生活支援、就労支援などの実施、また直ちに一般就労を行うことが困難な方に対し支援を実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 18 | 家計改善支援事業の実施 | 生活困窮者や生活保護受給者のうち、家計に課題を抱える方を対象とした、家計状況の適切な把握と改善に向けた支援の実施 | | | | | 健康 福祉局 |

| No. | 取り組み | 事業概要 | 若年者 | 勤労者 | ハイリスク者 | 被災者 | 局区 |
|-----|---------------------------|---|-----|-----|--------|-----|-------|
| 19 | 路上生活者等自立支援ホーム運営事業の実施 | 路上生活者等に対して、宿泊場所や衣食などの提供や、生活指導や就労・住居の確保に向けた支援の実施 | | | | | 健康福祉局 |
| 20 | 聴覚障害者に対する情報保障の実施 | 本市のイベント等への手話通訳者の派遣や、区役所等窓口への手話通訳相談員の設置、タブレットやコミュニケーションボード導入などによる情報保障の実施 | | | | | 健康福祉局 |
| 21 | 障害者就労支援センターによる支援の実施 | 雇用促進及びその職業の安定を図ることを目的とした、障害者の就労に関する各種相談援助、啓発などの総合的支援の実施 | | | | | 健康福祉局 |
| 22 | 仙台いのち支えるLINE相談の実施 | 若年者を対象とした、身近なコミュニケーションツールであるSNS(LINE)を活用した、様々な困りごとに対する相談の実施 | ○ | | | | 健康福祉局 |
| 23 | 超長期にわたるメンタルヘルス支援に向けた体制の整備 | 被災者の超長期にわたるメンタルヘルス支援に向けて、必要となる相談支援体制の整備 | | | | ○ | 健康福祉局 |
| 24 | 弁護士、司法書士、心理職などと連携した相談会の実施 | 広く市民を対象とした、法的、心理的側面から包括的に対応するための弁護士、司法書士、心理職などによる相談の実施 | | | | | 健康福祉局 |
| 25 | 地域生活支援拠点による支援の実施 | 障害のある方を対象とした、緊急時の受け入れ先確保や、緊急時対応及びチーム支援のコーディネーターなどの実施 | | | | | 健康福祉局 |
| 26 | 障害者相談支援事業の実施 | 障害のある方やその家族などを対象とした、福祉サービスや社会資源の利用に関する総合的な相談支援の実施 | | | | | 健康福祉局 |
| 27 | 医療的ケア児者等支援の実施 | 医療的ケアが必要な障害のある方を対象とした、短期入所事業所利用のためのコーディネーターの配置 | | | | | 健康福祉局 |
| 28 | 精神障害者家族支援(相談支援)の実施 | 精神障害のある方の家族を対象とした、相談支援の実施 | | | | | 健康福祉局 |
| 29 | こころの悩みに関する支援の実施 | ひきこもりや家族関係の問題など、こころの悩みを抱える方を対象とした、来所相談などの実施 | | | | | 健康福祉局 |
| 30 | こころの悩み電話相談(はあとライン)の実施 | 匿名利用も可能な、電話によるこころの悩みに関する相談の実施(日中帯) | | | | | 健康福祉局 |

| No. | 取組み | 事業概要 | 若年者 | 勤労者 | ハイリスク者 | 被災者 | 岗区 |
|-----|---|--|-----|-----|--------|-----|-----------|
| 31 | こころの悩み 電話相談(ナイ トライン)の実施 | 匿名利用も可能な、電話によるこころの悩みに関 する相談の実施(夜間帯) | | | | | 健康 福祉局 |
| 32 | 仙台市いのち の支え合い 事業の実施 | 救急搬送等により把握された自殺未遂者等ハイ リスク者を対象とした、自殺関連行動の再企図の 防止を目的とした、ネットワークによる個別支援の 実施 | | | ○ | | 健康 福祉局 |
| 33 | 仙台市自殺 対策推進センタ ー(仙台市ここ ろの絆センタ ー)による電話 相談の実施 | 自死関連の悩みを抱える方を対象とした、問題 解決に向けた情報提供や相談窓口の紹介への繋 ぎを行う電話相談の実施 | | | ○ | | 健康 福祉局 |
| 34 | 希死念慮のあ る方に対する 仙台市自殺 対策推進センタ ー(仙台市ここ ろの絆センタ ー)等による 相談対応 | 希死念慮など自死関連の悩みを抱える方を対象 とした、関係機関との多機関協働による相談対応 の実施 | | | ○ | | 健康 福祉局 |
| 35 | ひきこもり状態 にある方への 居場所の提供 | ひきこもり状態にある方が、家庭外で安心して過 ごすことができる居場所を提供 | | | | | 健康 福祉局 |
| 36 | 精神科デイケア (リワーク準備 コース)による 復職支援の 実施 | うつ病などによる休職者を対象とした、復職に向 けたりハビリテーションの実施 | | ○ | | | 健康 福祉局 |
| 37 | 精神科デイケア (アデクション 回復支援コー ス)による 当事者支援の 実施 | 薬物やアルコールの使用に関する悩みを抱えてい る15歳以上の方を対象とした、依存症の回復を 目的とした、集団精神療法プログラムの実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 38 | 発達障害や 知的障害のあ る方などを対象 とした、相談 支援の実施 | 乳幼児期から成人期までのあらゆる世代の発達 障害や知的障害などに関する相談の実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 39 | e スポーツ活用 による高齢者の 健康、生きがい づくり推進 | 高齢者の健康増進や生きがいづくりを目的とし た、e スポーツ(ビデオゲームを使った対戦競技) 活動の実施 | | | | | 健康 福祉局 |

| No. | 取組み | 事業概要 | 若年者 | 勤労者 | ハイリスク者 | 被災者 | 岗区 |
|-----|---------------------------------|---|-----|-----|--------|-----|-------|
| 40 | 地域における生きがいづくりプログラム推進 | 商業施設などの遊休スペースを活用し、生きがい、健康づくりプログラムを実施 | | | | | 健康福祉局 |
| 41 | 高齢者の健康と元気を応援する地域づくりや活動への支援の実施 | 高齢者生きがい健康祭(スポーツ交流大会)の開催や全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣 | | | | | 健康福祉局 |
| 42 | 高齢者食の自立支援サービスの実施 | 食事の用意が難しい一人暮らしなどの高齢者を対象とした、栄養バランスのとれた食事の配達や安否確認の実施 | | | | | 健康福祉局 |
| 43 | ひとり暮らし高齢者等緊急通報システムの実施 | 65歳以上の要配慮独居高齢者を対象とした、仙台市が委託する警備会社へつながる緊急通報用機器貸出の実施 | | | | | 健康福祉局 |
| 44 | 健康づくり応援事業(地域リハビリテーション活動支援事業)の実施 | 高齢者の健康増進を目的とした、リハビリテーション専門職の地域の通いの場等への訪問を通じて、健康づくりに関する助言 | | | | | 健康福祉局 |
| 45 | 地域活動活性化支援事業の実施 | 高齢者のフレイル予防を目的とした、健康運動指導士などの地域の通いの場等への訪問を通じて、フレイル予防に向けた運動プログラム等の実施 | | | | | 健康福祉局 |
| 46 | 高齢者総合相談の実施 | 高齢者やその家族等を対象とした、在宅福祉サービスの利用や介護に関すること等に関する総合的な相談支援の実施 | | | | | 健康福祉局 |
| 47 | 認知症初期集中支援チームによる支援の実施 | 認知症の早期診断、早期対応を目的とした、医師、薬剤師、看護師、作業療法士など専門職による訪問支援の実施 | | | | | 健康福祉局 |
| 48 | 抑うつ高齢者等地域ケアの実施 | 基本チェックリストを活用したうつ状態の可能性にある方の早期発見、早期治療に向けた訪問支援の実施 | | | ○ | | 健康福祉局 |
| 49 | おとな救急電話相談の実施 | 看護師などによる急な病気やけがに対処するための助言や、受診可能な医療機関などに関する情報の提供 | | | | | 健康福祉局 |
| 50 | 健康増進センターによる健康づくり支援の実施 | 生活習慣病予防、高齢者介護予防、障害者健康づくりにおける市民への専門的な健康づくり支援の実施 | | | | | 健康福祉局 |

| No. | 取り組み | 事業概要 | 若年者 | 勤労者 | ハイリスク者 | 被災者 | 局区 |
|-----|---|--|-----|-----|--------|-----|--------|
| 51 | 暮らしを支える総合相談の実施 | 多重債務、雇用や労働、メンタルヘルスの不調など生活上の困りごとに関する相談に応じる窓口を開設し、弁護士や臨床心理士等の専門職が相談に応じ、生活上の困りごとの解決に向けたアドバイスをを行うとともに、専門職からのアドバイスの内容を踏まえ、ソーシャルワーカーが伴走型の支援の実施 | ○ | ○ | | | 健康福祉局 |
| 52 | のびすく(子育てふれあいプラザなど)の専門の相談員による相談支援の実施 | のびすく(子育てふれあいプラザなど)の専門の相談員による子ども、子育て支援に関するきめ細かな情報提供や相談支援の実施 | ○ | | | | 子ども若者局 |
| 53 | 産後ケア事業の実施 | 病院、診療所、助産所への宿泊や自宅への助産師の訪問による、生後12か月未満の母子に対する心身のケアや育児サポートの実施 | | | | | 子ども若者局 |
| 54 | ヤングケアラーピアサポート・オンラインサロン事業の実施 | オンラインで当事者同士が悩みを共有するサロンや、ヤングケアラー経験者による相談対応(ピアサポート)の実施 | ○ | | | | 子ども若者局 |
| 55 | 子どもや子育てに関する相談の実施 | 子育ての悩みや不安、子どもや青少年自身の悩みごとに関する電話相談、メール相談、面接相談の実施 | ○ | | | | 子ども若者局 |
| 56 | 子どもの頃から小さく生まれた子どもの健康づくり支援及び学齢期児童を対象とした心と身体の健康づくり支援の実施 | 小さく生まれた子どもの健康づくり支援及び学齢期児童を対象とした心と身体の健康づくり支援の実施 | ○ | | | | 宮城野区 |
| 57 | 震災に伴う心のケア推進事業の実施 | 児童生徒の心のケアを適切に行うことを目的に、市立学校に精神科医等を派遣し、児童生徒の対応に関する教職員への助言や情報提供の実施 | ○ | | | ○ | 教育局 |
| 58 | 心のケア緊急支援の実施 | 災害や事故などにより、ストレスを受けた児童生徒などの心のケアを行うため、市立学校への専門家派遣による相談の実施 | ○ | | | | 教育局 |
| 59 | 救急搬送された自殺未遂者等ハイリスク者への相談支援の実施 | 自殺企図、自傷行為により救命救急センターを受診した患者を対象とした、精神科スタッフによる相談支援の実施 | | | ○ | | 市立病院 |
| 60 | 入院患者に対する治療と仕事の両立支援の実施 | 市立病院の患者が治療と仕事を両立できるよう、不安や悩みへの相談や公的支援制度の紹介を実施 | | | | | 市立病院 |

<家庭に関する悩みや困りごと>

| No. | 取り組み | 事業概要 | 若年者 | 勤労者 | ハイリスク者 | 被災者 | きよく区 |
|-----|----------------------------|--|-----|-----|--------|-----|-----------------------|
| 1 | 児童、高齢者、障害者に対する虐待相談の実施 | 障害者虐待の予防及び早期発見、保護や自立に向けた支援などを行うための体制整備及び通報に基づく相談支援などの実施 | ○ | | | | 健康福祉局 子ども若者局 各区 |
| 2 | 学習・生活サポート事業、中途退学未然防止等事業の実施 | 中学生及び高校生のいる生活困窮世帯を対象とした、学習支援及び居場所の提供や保護者への相談支援の実施 | ○ | | | | 健康福祉局 子ども若者局 |
| 3 | 子供家庭総合相談の実施 | 各区役所及び宮城総合支所における、子どもと家庭に関する保健及び福祉サービスの総合的な提供 | ○ | | | | 子ども若者局 各区 |
| 4 | 子どものこころのケア事業の実施【再掲】 | 幼児健康診査における、親子の心身面の不安やストレスなどの把握と相談及び児童精神科医や臨床心理士などによる専門的な相談の実施 | ○ | | | | 子ども若者局 各区 |
| 5 | 妊産婦、新生児等訪問指導の実施【再掲】 | 生後4か月までの乳児がいる家庭を対象とした、保健師、助産師による育児の相談及び産後うつ病などの母親の心理面の把握と継続的な支援の実施 | | | ○ | | 子ども若者局 各区 |
| 6 | 母子健康手帳交付時における保健指導の実施【再掲】 | 母子健康手帳交付時の保健師、看護師等専門職による妊婦の心身状態のアセスメントと保健指導の実施 | | | | | 子ども若者局 各区 |
| 7 | 地区育児相談会の実施【再掲】 | 子育てサロンや児童館での保健師による子育てに関する個別相談の実施 | | | | | 子ども若者局 各区 |
| 8 | 育児ヘルプ家庭訪問の実施 | 児童の養育に伴う体調不良や不安などを抱える家庭を対象に、育児ヘルパーや専門指導員による訪問支援の実施 | | | | | 子ども若者局 各区 |
| 9 | 保育サービス相談員による支援 | 保育サービス相談員による保育サービスに関するきめ細かな情報提供や、サービスの利用支援の実施 | | | | | 子ども若者局 各区 |
| 10 | 女性相談の実施 | 女性が抱える様々な悩みに関する電話や面接による相談の実施(必要に応じ就業自立相談や弁護士による法律相談の実施) | | | | | 市民局 |
| 11 | 男性のための電話相談の実施 | 生き方や働き方、性に関すること、人間関係における男性ならではの生きづらさに起因する悩みなどについて電話相談を実施 | | | | | 市民局 |
| 12 | 出張型相談会「女子のためのほっとスペース」 | 様々な悩みを抱える女性を対象とした、女性相談員や社会福祉士などによる相談会の実施 | | | | | 市民局 |

| No. | 取り組み | 事業概要 | 若年者 | 勤労者 | ハイリスク者 | 被災者 | 局区 |
|-----|---|--|-----|-----|--------|-----|--------|
| 13 | 困難を抱える女性のためのレスパイト事業の実施 | 虐待やD V、貧困などの困難な状態にある女性を対象とした、一時的な休息の場としてホテル等の滞在場所の提供や相談の実施 | | | | | 市民局 |
| 14 | 困難を抱える女性のためのアウトリーチ型相談支援事業 | 「居場所」の設置と「夜回り」による相談機関とのつながりや居場所のない困難を抱える若年女性への支援の実施 | ○ | | | | 市民局 |
| 15 | 生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業等の実施【再掲】 | ワンストップでの総合相談を行い、生活支援、就労支援などの実施、また直ちに一般就労を行うことが困難な方に対し支援を実施 | | | | | 健康福祉局 |
| 16 | 仙合いのち支えるLINE相談【再掲】 | 若年者を対象とした、身近なコミュニケーションツールであるSNS(LINE)を活用した、様々な困りごとに対する相談の実施 | ○ | | | | 健康福祉局 |
| 17 | 医療的ケア児者等支援の実施【再掲】 | 医療的ケアが必要な障害のある方を対象とした、短期入所事業所利用のためのコーディネーターの配置 | | | | | 健康福祉局 |
| 18 | 発達障害や知的障害のある方などを対象とした、相談支援の実施【再掲】 | 乳幼児期から成人期までのあらゆる世代の発達障害や知的障害などに関する相談の実施 | | | | | 健康福祉局 |
| 19 | 高齢者の虐待防止と権利擁護の推進 | 各区役所、総合支所において、高齢者虐待の早期発見や早期対応に向けた相談支援を実施 | | | | | 健康福祉局 |
| 20 | 認知症電話相談窓口の実施 | 認知症の方や介護家族を対象とした、健康、介護などの悩みに関する電話相談の実施 | | | | | 健康福祉局 |
| 21 | 高齢者総合相談の実施【再掲】 | 高齢者やその家族等を対象とした、在宅福祉サービスの利用や介護に関すること等に関する総合的な相談支援の実施 | | | | | 健康福祉局 |
| 22 | 暮らしを支える総合相談の実施【再掲】 | 多重債務、雇用や労働、メンタルヘルスの不調など生活上の困りごとに関する相談に応じる窓口を開設し、弁護士や臨床心理士等の専門職が相談に応じ、生活上の困りごとの解決に向けたアドバイスをを行うとともに、専門職からのアドバイスの内容を踏まえ、ソーシャルワーカーが伴走型の支援の実施 | ○ | ○ | | | 健康福祉局 |
| 23 | のびすく(子育てふれあいプラザなど)の専門の相談員による相談支援の実施【再掲】 | のびすく(子育てふれあいプラザなど)の専門の相談員による子ども、子育て支援に関するきめ細かな情報提供や相談支援の実施 | ○ | | | | 子ども若者局 |
| 24 | 子どもの遊びの環境の充実 | 公園などにおける自由な遊び場の運営など、プレパーク活動などの普及に向けた啓発や支援 | ○ | | | | 子ども若者局 |

| No. | 取り組み | 事業概要 | 若年者 | 勤労者 | ハイリスク者 | 被災者 | 局区 |
|-----|---|--|-----|-----|--------|-----|--------------------------|
| 25 | 産後ケア事業の実施【再掲】 | 病院、診療所、助産所への宿泊や自宅への助産師の訪問による、生後12か月未満の母子に対する心身のケアや育児サポートの実施 | | | | | こども 若者局 |
| 26 | 望まない妊娠等に悩む方を対象とした、SNSを活用した相談窓口の設置やその普及の検討 | 妊娠期からの悩みを抱える方などに対するSNS(LINE)による相談対応や保健指導の実施 | ○ | | | | こども 若者局 |
| 27 | ヤングケアラーピアサポート・オンラインサロン事業の実施【再掲】 | ヤングケアラーを対象とした、オンラインでの当事者同士での悩みを共有するサロン活動や、ヤングケアラー経験者による相談対応(ピアサポート)の実施 | ○ | | | | こども 若者局 |
| 28 | 伴走型相談支援と応援給付金の一体的実施 | 妊娠期から出産、子育て期までを支える伴走型相談支援と、出産・子育て応援給付金の支給の一体的な実施 | | | | | こども 若者局 |
| 29 | 市内在住の子ども及びその保護者等を対象とした、SNSを活用した相談の実施 | 子育て、家族、親子関係などの悩みを持つ方を対象とした、SNS(LINE)による相談対応の実施 | ○ | | | | こども 若者局 |
| 30 | グリーフケア相談事業の実施 | 流産、死産など子どもの死を経験された方を対象に、精神的負担の軽減を図ることを目的とした電話での相談対応の実施 | | | | | こども 若者局 |
| 31 | ひとり親家庭等生活向上支援事業の実施 | 専用ホームページによる情報発信や平日夜間、土曜日も含む相談支援、居宅訪問支援、支援機関への同行支援の実施 | | | | | こども 若者局 |
| 32 | 子どもの居場所づくり支援の実施 | 子ども食堂運営団体への経費を助成し、食事の提供を通じた居場所づくりと見守りの実施 | ○ | | | | こども 若者局 |
| 33 | いじめ等相談支援室 S-KET 運営 | 法律や心理の専門家を中心とした相談窓口「いじめ等相談支援室S-KET」の運営による相談支援の実施 | ○ | | | | こども 若者局 |
| 34 | 子どもや子育てに関する相談の実施【再掲】 | 子育ての悩みや不安、子どもや青少年自身の悩みごとに関する電話相談、メール相談、面接相談の実施 | ○ | | | | こども 若者局 |
| 35 | 未就園児の定期的な預かりモデル事業の実施 | 未就園児を対象に、定員に空きのある保育所などで週1～2日程度の定期的な保育をモデル事業として実施 | | | | | こども 若者局 |
| 36 | 母子保健における虐待予防教室の開催 | 虐待リスクの高い家庭の保護者を対象とした、ストレス対処方法の講話やグループワークを通じた、適切な育児行動に向けた支援の実施 | | | | | 青葉区 宮城野区 太白区 泉区 |

| No. | 取組み | 事業概要 | 若年者 ヤング・エンゲージ | 勤労者 イシュー・エンゲージ | ハイリスク者 シヤ | 被災者 ヒト・セイ・シヤ | 局区 |
|-----|----------------------------------|---|------------------|-------------------|--------------|-----------------|------|
| 37 | 子どもの頃からの健康づくり支援の実施【再掲】 | 小さく生まれた子どもの健康づくり支援及び学齢期児童を対象とした心と身体の健康づくり支援の実施 | ○ | | | | 宮城野区 |
| 38 | 要保護及び準要保護世帯児童生徒に対する就学援助の実施 | 経済的な理由により就学困難な義務教育課程の児童生徒の保護者を対象とした、学用品費などの援助を実施 | ○ | | | | 教育局 |
| 39 | 救急搬送された自殺未遂者等ハイリスク者への相談支援の実施【再掲】 | 自殺企図、自傷行為により救命救急センターを受診した患者を対象とした、精神科スタッフによる相談支援の実施 | | | ○ | | 市立病院 |

がっこうせいにかつ かん なや こま
 <学校生活に関する悩みや困りごと>

| No. | 取り組み | 事業概要 | 若年者 | 勤労者 | ハイリスク者 | 被災者 | 局区 |
|-----|-----------------------------------|---|-----|-----|--------|-----|-------------------------|
| 1 | 学習・生活サポート事業、中途退学未然防止等事業の実施【再掲】 | 中学生及び高校生のいる生活困窮世帯を対象とした、学習支援及び居場所の提供や保護者への相談支援の実施 | ○ | | | | 健康 福祉局 こども 若者局 |
| 2 | 発達障害や知的障害のある方などを対象とした、相談支援の実施【再掲】 | 乳幼児期から成人期までのあらゆる世代の発達障害や知的障害などに関する相談の実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 3 | 暮らし支える総合相談の実施【再掲】 | 多重債務、雇用や労働、メンタルヘルスの不調など生活上の困りごとに関する相談に応じる窓口を開設し、弁護士や臨床心理士等の専門職が相談に応じ、生活上の困りごとの解決に向けたアドバイスを行うとともに、専門職からのアドバイスの内容を踏まえ、ソーシャルワーカーが伴走型の支援の実施 | ○ | ○ | | | 健康 福祉局 |
| 4 | ヤングケアラーピアサポート・オンラインサロン事業の実施【再掲】 | ヤングケアラーを対象とした、オンラインでの当事者同士での悩みを共有するサロン活動や、ヤングケアラー経験者による相談対応(ピアサポート)の実施 | ○ | | | | こども 若者局 |
| 5 | 若者自立・就労支援事業の実施 | 就労などに不安を持つ若者を対象とした、相談対応や各種講座の実施、就労体験による自立、就労に向けた支援を実施 | ○ | | | | こども 若者局 |
| 6 | いじめ等相談支援室 S-KET運営【再掲】 | 法律や心理の専門家を中心とした相談窓口「いじめ等相談支援室S-KET」の運営による相談支援の実施 | ○ | | | | こども 若者局 |
| 7 | 子どもや子育てに関する相談の実施【再掲】 | 子育ての悩みや不安、子どもや青少年自身の悩みごとに関する電話相談、メール相談、面接相談の実施 | ○ | | | | こども 若者局 |
| 8 | 青少年のための居場所支援の実施 | 学校に行けない、日中の居場所が欲しい、という青少年を対象とした、居場所支援や就労支援の実施 | ○ | | | | こども 若者局 |
| 9 | スクールカウンセラーによる支援 | 生徒指導上の諸問題の解決を図るため、児童生徒や保護者を対象としたカウンセリング、教職員への助言などを実施 | ○ | | | | 教育局 |
| 10 | いじめに関するSNSを活用した相談窓口の設置 | いじめの早期発見と問題解決を図るため、中学生の多くが利用するSNSを活用したいじめ相談窓口の開設 | ○ | | | | 教育局 |

| No. | とりにく 取組み | しぎょうがいよう 事業概要 | 若 年 者 ら じ ん ね ん し や | 勤 労 者 きんろうしや | ハ イ リ ス ク 者 ら い り す く し や | 被 災 者 ひさいしや | き よ く 区 きよく |
|-----|--|---|--|-----------------------|---|----------------------|-------------------------|
| 11 | スクールソーシャルワーカーによる支援の実施 | 教育委員会や学校に配置したスクールソーシャルワーカーによる児童生徒や保護者へ福祉的な支援の実施 | ○ | | | | 教育局 |
| 12 | 24時間いじめ相談専用電話の実施 | 児童生徒やその保護者を対象とした、いじめの早期発見と問題解決に向けた電話相談の実施 | ○ | | | | 教育局 |
| 13 | 「いじめ対策支援員」による指導 | 元教員や元警察官などからなる、「いじめ対策支援員」によるいじめ事案を抱える小学校に対する巡回指導の実施 | ○ | | | | 教育局 |
| 14 | いじめ不登校対応支援チームによる学校支援の実施 | 学校のいじめ問題や不登校に対する適切な対応や支援を確実なものにするための、各学校への巡回訪問の実施 | ○ | | | | 教育局 |
| 15 | 児童生徒に対する適応指導事業の実施 | 適応指導センター・児童遊の杜や適応指導教室のひろばで、不登校児童生徒個々の状況に応じた支援を実施 | ○ | | | | 教育局 |
| 16 | スクールカウンセラーの配置 | 生徒指導上の諸問題の解決を図るため、児童生徒や保護者を対象としたカウンセリング、教職員への助言などを実施。 | ○ | | | | 教育局 |
| 17 | 「さわやか相談員」の配置 | 学校生活において児童生徒の話し相手になり、悩みや不安を気軽に相談できる「さわやか相談員」を配置。 | ○ | | | | 教育局 |
| 18 | 学校訪問対応相談員の配置 | 学校訪問対応相談員を学校に派遣し、ステーションや別室などで対応しながら個々の児童生徒の支援の実施 | ○ | | | | 教育局 |
| 19 | きゅうきゅう 救急搬送された自殺未遂者等ハイリスク者への相談支援の実施【再掲】 | 自殺企図、自傷行為により救命救急センターを受診した患者を対象とした、精神科スタッフによる相談支援の実施 | | | ○ | | 市立病院 |

<仕事に関する悩みや困りごと>

| No. | 取り組み | 事業概要 | 若年者 | 勤労者 | ハイリスク者 | 被災者 | 局区 |
|-----|----------------------------------|---|-----|-----|--------|-----|--------------------------------|
| 1 | 児童、高齢者、障害者に対する虐待相談の実施【再掲】 | 障害者虐待の予防及び早期発見、保護や自立に向けた支援などを行うための体制整備及び通報に基づく相談支援などの実施 | ○ | | | | 健康 福祉局 こども 若年者 各局区 |
| 2 | 住居確保給付金の支給及び就労支援の実施 | 離職などにより、住宅を喪失した又は住宅を喪失するおそれのある方を対象とした、住宅費の支給及び就労支援の実施 | | ○ | | | 健康 福祉局 各局区 |
| 3 | 女性相談の実施【再掲】 | 女性が抱える様々な悩みに関する電話や面接による相談の実施(必要に応じ就業自立相談や弁護士による法律相談の実施) | | | | | 市民局 |
| 4 | 男性のための電話相談の実施【再掲】 | 生き方や働き方、性に関すること、人間関係における男性ならではの生きづらさに起因する悩みなどについて電話相談を実施 | | | | | 市民局 |
| 5 | 学び直しを通じたキャリア支援事業 | 10代の頃などに十分な学びの機会が得られなかった女性などを対象とした、学び直しを通じたキャリア支援 | | | | | 市民局 |
| 6 | 労働相談の実施 | 社会保険労務士による、職場や仕事上の悩み等、労働に関する様々な問題についての相談の実施 | | ○ | | | 市民局 |
| 7 | 生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業等の実施【再掲】 | ワンストップでの総合相談を行い、生活支援、就労支援などの実施、また直ちに一般就労を行うことが困難な方に対し支援を実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 8 | 路上生活者等自立支援ホーム運営事業の実施【再掲】 | 路上生活者等に対して、宿泊場所や衣食などの提供や、生活指導や就労・住居の確保に向けた支援の実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 9 | 障害者就労支援センターによる支援の実施【再掲】 | 雇用促進及びその職業の安定を図ることを目的とした、障害者の就労に関する各種相談援助、啓発などの総合的支援の実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 10 | 仙台市いのちの支え合い事業の実施【再掲】 | 救急搬送などにより把握された自殺未遂者等ハイリスク者を対象とした、自殺関連行動の再企図の防止を目的とした、ネットワークによる個別支援の実施 | | | ○ | | 健康 福祉局 |
| 11 | 精神科デイケア(リワーク準備コース)による復職支援の実施【再掲】 | うつ病などによる休職者を対象とした、復職に向けたリハビリテーションの実施 | | ○ | | | 健康 福祉局 |

| No. | とりにく 取組み | しぎょうがいよう 事業概要 | 若 年 者 | 勤 労 者 | ハ イ リ ス ク 者 | 被 災 者 | きくく 局区 |
|-----|-----------------------------------|--|-------------|-------------|----------------------------|-------------|-----------|
| 12 | 発達障害や知的障害のある方などを対象とした、相談支援の実施【再掲】 | 乳幼児期から成人期までのあらゆる世代の発達障害や知的障害などに関する相談の実施 | | | | | 健康福祉局 |
| 13 | 暮らしを支える総合相談の実施【再掲】 | 多重債務、雇用や労働、メンタルヘルスの不調など生活上の困りごとに関する相談に応じる窓口を開設し、弁護士や臨床心理士等の専門職が相談に応じ、生活上の困りごとの解決に向けたアドバイスをを行うとともに、専門職からのアドバイスの内容を踏まえ、ソーシャルワーカーが伴走型の支援の実施 | ○ | ○ | | | 健康福祉局 |
| 14 | 児童養護施設等入所児童自立支援、アフターケア事業 | 施設など入所児童に対し、就労支援や退所後のアフターフォロー体制を構築し、社会的自立に向けた支援を実施 | ○ | | | | 子ども若者局 |
| 15 | 若者自立・就労支援事業の実施【再掲】 | 就労などに不安を持つ若者を対象とした、相談対応や各種講座の実施、就労体験による自立、就労に向けた支援を実施 | ○ | | | | 子ども若者局 |
| 16 | 子どもや子育てに関する相談の実施【再掲】 | 子育ての悩みや不安、子どもや青少年自身の悩みごとに関する電話相談、メール相談、面接相談の実施 | ○ | | | | 子ども若者局 |
| 17 | 青少年のための居場所支援の実施【再掲】 | 学校に行けない、日中の居場所が欲しい、という青少年を対象とした、居場所支援や就労支援の実施 | ○ | | | | 子ども若者局 |
| 18 | キャリアコンサルティング(個別就職相談)の実施 | 就職や転職、将来のキャリアなどに関する無料個別相談の実施 | | ○ | | | 経済局 |
| 19 | 救急搬送された自殺未遂者等ハイリスク者への相談支援の実施【再掲】 | 自殺企図、自傷行為により救命救急センターを受診した患者を対象とした、精神科スタッフによる相談支援の実施 | | | ○ | | 市立病院 |
| 20 | 入院患者に対する治療と仕事の両立支援の実施【再掲】 | 市立病院の患者が治療と仕事を両立できるよう、不安や悩みへの相談や公的支援制度の紹介を実施 | | | | | 市立病院 |

<経済面に関する悩みや困りごと>

| No. | 取り組み | 事業概要 | 若年者 | 勤労者 | ハイリスク者 | 被災者 | 局区 |
|-----|--------------------------------|--|-----|-----|--------|-----|-------------------------|
| 1 | 学習、生活サポート事業、中途退学未然防止等事業の実施【再掲】 | 中学生及び高校生のいる生活困窮世帯を対象とした、学習支援及び居場所の提供や保護者への相談支援の実施 | ○ | | | | 健康 福祉局 こども 若者局 |
| 2 | 成年後見制度の利用支援の実施【再掲】 | 判断能力が十分でなく、サービスの利用契約や財産管理などが必要な場合で、親族などがない方を対象とした市長による申立や後見人など報酬の助成による利用支援 | | | | | 健康 福祉局 各区 |
| 3 | 生活保護の実施 | 生活に困窮する方や生活保護を受給している方を対象とした、生活全般の自立助長に係る相談などの実施 | | | | | 健康 福祉局 各区 |
| 4 | 住居確保給付金の支給及び就労支援の実施【再掲】 | 離職などにより、住宅を喪失した又は住宅を喪失するおそれのある方を対象とした、住宅費を支給及び就労支援の実施 | | ○ | | | 健康 福祉局 各区 |
| 5 | 母子健康手帳交付時における保健指導の実施【再掲】 | 母子健康手帳交付時の保健師、看護師等専門職による妊婦の心身状態のアセスメントと保健指導の実施 | | | | | こども 若者局 各区 |
| 6 | 出張型相談会「女子のためのほっとスペース」【再掲】 | 様々な悩みを抱える女性を対象とした、女性相談員や社会福祉士などによる相談会の実施 | | | | | 市民局 |
| 7 | 犯罪被害者等支援総合相談の実施 | 犯罪被害者やその家族の支援のため、専用電話で各種支援施策に係る情報提供や関係機関などの紹介 | | | | | 市民局 |
| 8 | 勤労者融資制度 | 勤労者の生活安定と向上を図るため、生活資金や教育資金などを融資の実施 | | ○ | | | 市民局 |
| 9 | 消費生活相談の実施 | 商品やサービスの契約トラブルなどの消費生活に関する相談の実施 | | | | | 市民局 |
| 10 | 日常生活自立支援事業の実施【再掲】 | 認知症や障害などにより判断能力が十分でない方を対象とした、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスなどの実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 11 | 生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業等の実施【再掲】 | ワンストップでの総合相談を行い、生活支援、就労支援などの実施、また直ちに一般就労を行うことが困難な方に対し支援を実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 12 | 家計改善支援事業の実施【再掲】 | 生活困窮者や生活保護受給者のうち、家計に課題を抱える方を対象とした、家計状況の適切な把握と改善に向けた支援の実施 | | | | | 健康 福祉局 |

| No. | とりにく 取組み | じぎょうがいよう 事業概要 | 若 年 者 | 勤 労 者 | ハイ リ ス ク 者 | 被 災 者 | きくく 区 |
|-----|---|---|-------------|-------------|------------------------|-------------|------------|
| 13 | 路上生活者等自 立支援ホーム 運営事業の実施 【再掲】 | 路上生活者等に対して、宿泊場所や衣食などの 提供や、生活指導や就労・住居の確保に向けた 支援の実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 14 | 仙台いのち支える LINE相談の実施 【再掲】 | 若年者を対象とした、身近なコミュニケーションツ ールであるSNS(LINE)を活用した、様々な困りごと に対する相談の実施 | ○ | | | | 健康 福祉局 |
| 15 | 仙台いのちの 支え合い事業の 実施【再掲】 | 救急搬送などにより把握された自殺未遂者等ハイ リスク者を対象とした、自殺関連行動の再企図の 防止を目的とした、ネットワークによる個別支援の 実施 | | | ○ | | 健康 福祉局 |
| 16 | 介護用品の支給 の実施 | 介護保険で要介護4、5認定の方で、市民税非課税 世帯の方を対象とした、使い捨ておむつなどを配付 の実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 17 | 高齢者総合相談 の実施【再掲】 | 高齢者やその家族等を対象とした、在宅福祉サービ スの利用や介護に関する事等に関する総合的な 相談支援の実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 18 | 暮らし支える総合 相談の実施 【再掲】 | 多重債務、雇用や労働、メンタルヘルスの不調など 生活上の困りごとに関する相談に応じる窓口を開設 し、弁護士や臨床心理士等の専門職が相談に応 じ、生活上の困りごとの解決に向けたアドバイスを 行うとともに、専門職からのアドバイスの内容を踏 まえ、ソーシャルワーカーが伴走型の支援の実施 | ○ | ○ | | | 健康 福祉局 |
| 19 | 望まない妊娠等に 悩む方を対象とし た、SNSを活用 した相談窓口の 設置やその普及 の検討 【再掲】 | 妊娠期からの悩みを抱える方などに対するSNS(LINE)による相談対応や保健指導の実施 | ○ | | | | 子ども 若者局 |
| 20 | 伴走型相談支援 と応援給付金の 一体的実施 【再掲】 | 妊娠期から出産、子育て期までを支える伴走型 相談支援と、出産・子育て応援給付金の支給の 一体的な実施 | | | | | 子ども 若者局 |
| 21 | 児童養護施設等 入所児童就業 支援、アフターケ ア事業の実施 【再掲】 | 施設など入所児童に対し、就労支援や退所後のア フターフォロー体制を構築し、社会的自立に向けた 支援を実施 | ○ | | | | 子ども 若者局 |

| No. | とりにく 取組み | じぎょうがいよう 事業概要 | 若 年 者 | 勤 労 者 | ハ イ リ ス ク 者 | 被 災 者 | き く 区 |
|-----|--|--|-------------|-------------|----------------------------|-------------|---------------------|
| 22 | ひとり親家庭等 生活向上支援 事業の実施 【再掲】 | 専用ホームページによる情報発信や平日夜間、 土曜日も含む相談支援、居宅訪問支援、支援機関 への同行支援の実施 | | | | | こども 福祉のきよ 若者局 |
| 23 | 子どもの居場所づ くり支援の実施 【再掲】 | 子ども食堂運営団体への経費を助成し、食事の 提供を通じた居場所づくりと見守りの実施 | ○ | | | | こども 福祉のきよ 若者局 |
| 24 | 子どもや子育てに 関する相談の 実施【再掲】 | 子育ての悩みや不安、子どもや青少年自身の悩み ごとに関する電話相談、メール相談、面接相談の 実施 | ○ | | | | こども 福祉のきよ 若者局 |
| 25 | 中小企業の経営 環境に関する 相談の実施 | 中小企業の経営や創業、融資などに関する様々な 相談に対応できる窓口を設置 | | ○ | | | 経済局 |
| 26 | 中小企業への 金融支援の実施 | 働き方改革に取り組む中小企業者を融資制度の 対象とすることで、当該取組を促進するもの | | ○ | | | 経済局 |
| 27 | キャリアコンサル ティング(個別 就職相談)の 実施【再掲】 | 就職や転職、将来のキャリアなどに関する無料個別 相談の実施 | | ○ | | | 経済局 |
| 28 | 要保護及び準要 保護世帯児童 生徒に対する 就学援助の実施 【再掲】 | 経済的な理由により就学困難な義務教育課程の 児童生徒の保護者を対象とした、学用品費などの 援助を実施 | ○ | | | | 教育局 |
| 29 | 救急搬送された 自殺未遂者等ハ イリスク者への 相談支援の実施 【再掲】 | 自殺企図、自傷行為により救命救急センターを 受診した患者を対象とした、精神科スタッフによる 相談支援の実施 | | | ○ | | しりつびょういん 市立病院 |

＜犯罪被害や交際、ひきこもりに関する悩みや困りごと＞

| No. | 取り組み | 事業概要 | 若年者 | 勤労者 | ハイリスク者 | 被災者 | 局区 |
|-----|---------------------------|--|-----|-----|--------|-----|-------------------------------|
| 1 | 児童、高齢者、障害者に対する虐待相談の実施【再掲】 | 障害者虐待の予防及び早期発見、保護や自立に向けた支援などを行うための体制整備及び通報に基づく相談支援などの実施 | ○ | | | | 健康 福祉局 子ども 若者局 各区 |
| 2 | 婦人保護の実施 | D V被害を受けた女性などを対象とした、婦人相談員による自立支援などの実施 | | | | | 子ども 若者局 各区 |
| 3 | 女性相談の実施【再掲】 | 女性が抱える様々な悩みに関する電話や面接による相談の実施(必要に応じ就業自立相談や弁護士による法律相談の実施) | | | | | 市民局 |
| 4 | 女性への暴力に関する電話相談の実施 | D Vや性暴力の被害など、女性への暴力に関する悩みを抱えている方を対象とした、電話相談の実施 | | | | | 市民局 |
| 5 | 男性のための電話相談の実施【再掲】 | 生き方や働き方、性に関すること、人間関係における男性ならではの生きづらさに起因する悩みなどについて電話相談を実施 | | | | | 市民局 |
| 6 | 性暴力被害者支援心理カウンセリング | 性暴力被害者の心理的被害からの回復のため、被害から中長期間経過した方を対象とした、心理カウンセリングを実施 | | | | | 市民局 |
| 7 | 出張型相談会「女子のためのほっとスペース」【再掲】 | 様々な悩みを抱える女性を対象とした、女性相談員や社会福祉士などによる相談会の実施 | | | | | 市民局 |
| 8 | 犯罪被害者等支援総合相談の実施【再掲】 | 犯罪被害者やその家族の支援のため、専用電話で各種支援施策に係る情報提供や関係機関などの紹介 | | | | | 市民局 |
| 9 | 消費生活相談の実施【再掲】 | 商品やサービスの契約トラブルなどの消費生活に関する相談の実施 | | | | | 市民局 |
| 10 | ひきこもり地域支援センターによる支援 | ひきこもり状態にある方やその家族を対象とした、訪問、面接などによる相談支援の実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 11 | ひきこもり状態にある方への居場所の提供【再掲】 | ひきこもり状態にある方が、家庭外で安心して過ごすことができる居場所を提供 | | | | | 健康 福祉局 |

| No. | とりにく 取組み | じぎょうがいよう 事業概要 | 若 年 者 | 勤 労 者 | ハ イ リ ス ク 者 | 被 災 者 | きくく 局区 |
|-----|---|---|-------------|-------------|----------------------------|-------------|------------------|
| 12 | 暮らし支える総合 相談の実施 【再掲】 | 多重債務、雇用や労働、メンタルヘルスの不調など 生活上の困りごとに関する相談に応じる窓口を 開設し、弁護士や臨床心理士等の専門職が相談に 応じ、生活上の困りごとの解決に向けたアドバイ スを行うとともに、専門職からのアドバイスの内容を 踏まえ、ソーシャルワーカーが伴走型の支援の実施 | ○ | ○ | | | 健康 福祉局 |
| 13 | 望まない妊娠等に 悩む方を対象とし た、SNSを活用 した相談窓口の 設置やその普及 の検討 【再掲】 | 妊娠期からの悩みを抱える方などに対するSNS (LINE)による相談対応や保健指導の実施 | ○ | | | | こども 若者局 |
| 14 | 救急搬送された 自殺未遂者等ハ イリスク者への 相談支援の実施 【再掲】 | 自殺企図、自傷行為により救命救急センターを 受診した患者を対象とした、精神科スタッフによる 相談支援の実施 | | | ○ | | しりつびょういん 市立病院 |

②自死の要因となり得る多様な問題に対する支援職員の能力が十分に高い
状態が維持されていること

| No. | 取り組み | 事業概要 | 若年者 | 勤労者 | ハイリスク者 | 被災者 | 岗区 |
|-----|--|--|-----|-----|--------|-----|-----------------|
| 1 | 相談対応業務 従事職員への 専門的助言の 提供 | 相談対応業務に従事する職員を対象とした、困難ケースに対する支援力向上に向けた専門家からの助言の提供 | | | | | 健康 福祉局 各区 |
| 2 | 性暴力被害 支援者専門研修 の実施 | 性暴力被害者と接する可能性のある相談員などを対象とした、ジェンダーの視点を意識した専門的な被害者支援研修の実施 | | | | | 市民局 |
| 3 | 多重債務戸内 窓口職員対象 研修会の実施 | 多重債務の基礎的知識や対応力の向上を目的とした、市職員向け研修の実施 | | | | | 市民局 |
| 4 | 障害者差別解消 に係る職員研修 の実施 | 市職員を対象とした、障害者差別解消の推進に関する対応要領に基づく研修の実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 5 | 自殺未遂者等ハ イリスク者支援 研修の実施 | 相談支援機関の職員を対象とした、自殺未遂者などハイリスク者を支援する際の態度や姿勢、適切な対応などについて学ぶための研修を実施 | | | ○ | | 健康 福祉局 |
| 6 | 心の健康対応力 向上研修の実施 | かかりつけ医等を対象とした、うつ病等の精神疾患の知識や診断に関する研修の実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 7 | 高齢男性に対応 する支援機関 職員向け支援ガイ ドブックの作成 | 高齢男性の利用が比較的多い相談窓口の担当職員を対象とした、高齢男性が抱えやすいリスクや相談機関の情報などを掲載した支援ガイドブックを配付 | | | | | 健康 福祉局 |
| 8 | 若年女性に対応 する支援機関 職員向け支援ガイ ドブックの作成 | 若年女性の利用が比較的多い相談窓口の担当職員を対象とした、若年女性が抱えやすいリスクや相談機関の情報などを掲載した支援ガイドブックを配付 | ○ | | | | 健康 福祉局 |
| 9 | 災害後心のケア 従事職員研修の 実施 | 心のケア担当職員を対象とした、被災に関する知識や適切な対応を学ぶ研修を実施 | | | | ○ | 健康 福祉局 |
| 10 | 被災者支援に携 わる関係機関 職員を対象とした 人材育成研修の 実施 | 被災者支援に携わる関係機関職員を対象とした、超長期にわたる健康支援やメンタルヘルス向上に取り組む人材の育成に向けた研修の実施 | | | | ○ | 健康 福祉局 |
| 11 | 関係機関職員向 けゲートキーパー 養成研修の実施 | 自死の危険性のある方と関わる専門職を対象に、自死に関する知識や適切な対応を学ぶための研修を実施 | | | ○ | | 健康 福祉局 |
| 12 | アルコール、薬物 問題研修の実施 | 地域支援者を対象とした、アルコールや薬物に関する問題の正しい理解と適切な対応について学ぶための研修を実施 | | | | | 健康 福祉局 |

| No. | とりにく 取組み | しぎようがいよう 事業概要 | 若 年 者 | 勤 労 者 | ハ イ リ ス ク 者 | 被 災 者 | きくく 局区 |
|-----|---|--|-------------|-------------|----------------------------|-------------|------------|
| 13 | 教職員向け 思春期問題研修 の実施 | 思春期の子どもに関わる教職員などを対象とした、 思春期精神保健についての理解を深め、対応を学 ぶための研修講座の実施 | ○ | | | | 健康 福祉局 |
| 14 | 子どもの支援にと り組む団体への 講演や研修への 講師派遣 | 子どものこころのケアに取り組む民間団体や公的 機関を対象とした、講演や研修への講師派遣 | ○ | | | | 健康 福祉局 |
| 15 | 自死予防のため の地域課題 検討会の開催 | 地域保健福祉活動の中核を担う行政職員や 支援者に呼びかけ、地域課題に合わせた地域 巡回型の検討会の開催 | | | | | 健康 福祉局 |
| 16 | 発達障害支援に 関する専門研修 の実施 | 発達障害のある方を支援する関係機関職員などを 対象とした、発達障害に関する専門的知識や援助 技術についての研修の実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 17 | 高齢者虐待防止 に関する啓発 | 介護サービス事業者などを対象とした、運営指導の 結果などを参考に、高齢者虐待防止に係る取り組 み状況などについて集団指導を実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 18 | 民間団体相談員 向け人材育成 研修実施の支援 | 仙台いのちの電話の電話相談を行う相談員を養成 するための研修費用の助成 | | | | | 健康 福祉局 |
| 19 | 児童虐待防止 推進員養成研修 の実施 | 幼稚園、保育所、児童館の施設職員を対象に、児童 虐待の専門知識、対応スキル習得の研修を実施 | ○ | | | | こども 若者局 |
| 20 | 妊産婦、新生児 訪問指導従事者 向け研修の実施 | エジンバラ産後うつ病質問票に関する講話や事例 検討による、職員の相談技術の向上を目的とした 研修会の実施 | ○ | | | | こども 若者局 |
| 21 | 児童生徒の問題 に適切に対応す るための教職員 研修の実施 | 児童、生徒理解や子供の自死のサインに対する 気づきを高め、適切に対応する能力を養うための 研修の実施 | ○ | | | | 教育局 |
| 22 | いじめ問題に関す る内容を含んだ 教職員向け各種 研修の実施 | 新任教諭や新任校長、教頭、養護教諭、事務職員 を対象とした、いじめ防止に関する基礎的な知識 や、学校経営、校内協働体制など、各職階に応じた 体系的な研修の実施 | ○ | | | | 教育局 |
| 23 | 教職員向け人権 教育研修の実施 | 教職員を対象とした、性的マイノリティに対する正し い理解を深めるための研修の実施 | ○ | | | | 教育局 |
| 24 | 確かな学力の 育成に向けた 教員研修の実施 | 児童生徒の基礎的知識、技能の習得、活用する方 の育成、主体的な学習態度の形成を目指し、教員 向けに提案授業の公開や授業力レベラップ研修 などの実施 | ○ | | | | 教育局 |
| 25 | スクールカウンセ ラー向けの専門性 向上研修の実施 | スクールカウンセラーを対象とした、スーパーバイザ ーによる助言指導や、専門性向上のための各種 研修の実施 | ○ | | | | 教育局 |

| No. | とりにく 取組み | じぎょうがいよう 事業概要 | 若 年 者 | 勤 労 者 | ハ イ リ ス ク 者 | 被 災 者 | き く 区 局 |
|-----|--|---|-------------|-------------|----------------------------|-------------|------------------|
| 26 | スクールカウンセ ラーやスクールソ ーシャルワーカー との連携に関する 教員用資料の 活用 | スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー との連携に関する指導資料の活用による、教員の 対応力向上 | ○ | | | | きょういくきょく 教育局 |
| 27 | いじめ、不登校 問題に関する 教員用指導資料 の活用 | いじめや不登校に対する理解と対応力の向上を図 るため、不登校対策マニュアルなどを全教員に配布 | ○ | | | | きょういくきょく 教育局 |
| 28 | いじめ対策担当 教諭向け研修の 実施 | いじめ対策担当教諭を対象とした、いじめ問題に関 する知識や具体的な対応、実践例を学ぶための 研修の実施 | ○ | | | | きょういくきょく 教育局 |
| 29 | アルコール関連 問題対応研修の 実施 | アルコール関連問題を抱える患者が治療を継続し 回復を図れるよう、市立病院職員を対象とした、 支援向上に資する研修の実施 | | | | | しりつびょういん 市立病院 |

③自死の要因となり得る多様な問題に包括的・具体的に対応できる多機関ネットワークが構築され機能していること

| No. | 取り組み | 事業概要 | 若年者 | 勤労者 | ハイリスク者 | 被災者 | 局区 |
|-----|-------------------------------------|---|-----|-----|--------|-----|--|
| 1 | 仙台市自殺総合対策庁内連絡会議及び関係部局所管の協議会等による施策展開 | 庁内関係部局による自殺対策に関する情報共有、課題整理、重点対象に関わる関係部局所管の各種協議会などとの情報共有に基づく協調的な施策展開 | | | | | 市民局 健康福祉局 こども若者局 経済局 各区教育局 市立病院 |
| 2 | 要保護児童対策地域協議会による連携推進 | 要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、子どもに関わる関係機関による連携推進 | ○ | | | | こども若者局 各区 |
| 3 | 児童虐待対応のための医療ネットワークの構築 | 拠点病院(市立病院)に配置されたコーディネーターによる、児童虐待対応のためのネットワーク構築 | ○ | | | | こども若者局 市立病院 |
| 4 | 宮城県犯罪被害者支援連絡協議会への参画による関係機関との連携推進 | 県、県警、国、支援団体などで構成する宮城県犯罪被害者支援連絡協議会への参画による各機関との連携の推進 | | | | | 市民局 |
| 5 | 犯罪被害者支援団体の活動支援の実施 | 犯罪被害者などの相談や直接支援などに取り組む犯罪被害者支援団体への活動支援の実施 | | | | | 市民局 |
| 6 | 高齢者等の消費者被害防止見守り事業の実施 | 消費者被害防止を目的とした、高齢者や障害者と接する機会が多い関係機関で構成する連絡協議会での課題や情報の共有 | | | | | 市民局 |
| 7 | 高齢者、障害者の見守り活動のための連携推進 | 高齢者や障害者を対象とした、日本郵政との連携を通じた、地域での見守りを目的とした訪問活動や連携の推進 | | | | | 健康福祉局 |
| 8 | ひきこもり支援のための関係機関の連携推進 | ひきこもり状態にある方やその家族の状況に応じた適切な支援の提供に向け、関係機関の連携の推進 | | | | | 健康福祉局 |
| 9 | 震災後心のケア従事担当者会議による連携推進 | 東日本大震災の被災者の心のケアの課題に対応できるよう、関係機関などでの情報共有を目的とした多機関連携の推進 | | | | ○ | 健康福祉局 |

| No. | 取り組み | 事業概要 | 若年者 | 勤労者 | ハイリスク者 | 被災者 | 局区 |
|-----|---|---|-----|-----|--------|-----|-------|
| 10 | 仙台市自殺対策連絡協議会による関係機関の連携推進 | 保健、医療、教育、労働、司法、福祉などの関係機関や団体による自殺対策に関する多角的、総合的な協議を通じた連携推進 | | | | | 健康福祉局 |
| 11 | ひきこもり支援体制評価委員会、ひきこもり支援ネットワークに係るプラットフォーム | ひきこもり状態にある方のニーズに応じた様々なプログラムの提供や支援体制全体の評価、多様な団体によるネットワーク形成による連携推進 | | | | | 健康福祉局 |
| 12 | 労働分野の関係機関との官民協働プラットフォームの設置 | 勤労者が抱えやすい悩みに対応するための、労働者支援機関や保険者等の関係機関との連携強化を目的とした、官民協働プラットフォームの設置 | | ○ | | | 健康福祉局 |
| 13 | 被災者支援のための地域総合支援事業による連携推進 | 各区保健福祉センターとの協働訪問などを通じて、被災者支援に関わる関係機関との連携の推進 | | | | ○ | 健康福祉局 |
| 14 | 複雑困難事例等支援のための地域総合支援事業による連携推進 | 各区保健福祉センター、各総合支所などの関係機関を対象とした、精神障害者などの支援への技術支援の実施 | | | | | 健康福祉局 |
| 15 | アルコール問題対策連絡会議による連携推進 | アルコール関連問題の予防と早期発見、依存症者の社会復帰促進を目的に、アルコール問題対策連絡会議による連携の推進 | | | | | 健康福祉局 |
| 16 | 自殺対策推進センターを中心とした関係機関のネットワークの構築 | 地域自殺対策推進センターを中心とした多機関協働支援のための関係機関ネットワークの形成 | | | ○ | | 健康福祉局 |
| 17 | 若年層の自死予防のための、支援機関ネットワーク会議の開催 | 若年者の希死念慮や自死関連行動の要因に関する情報の共有や意見交換を行う会議の開催 | ○ | | ○ | | 健康福祉局 |
| 18 | 在宅医療、介護連携体制の構築 | 高齢者の在宅生活を支えるための在宅医療、介護関係者の連携体制の充実に向けた取り組みの実施 | | | | | 健康福祉局 |
| 19 | 企業向けの健康づくり推進の取り組みの実施 | せんだい健康づくり推進会議を通じた、働き盛り世代に向けた相談窓口の周知、啓発の実施 | | ○ | | | 健康福祉局 |
| 20 | 宮城労働局等の外部相談支援機関の利用促進に向けた周知 | 働き盛り世代を対象とした、勤務問題などに関する外部相談支援機関の利用を促すための周知啓発の実施 | | ○ | | | 健康福祉局 |

| No. | 取組み | 事業概要 | 若年者 | 勤労者 | ハイリスク者 | 被災者 | 局区 |
|-----|--------------------------------|---|-----|-----|--------|-----|--------|
| 21 | がん予防に関する普及啓発活動の実施 | 企業などと連携した、がん予防に関する理解の促進やがん検診の受診率向上に向けた啓発活動の実施 | | | | | 健康福祉局 |
| 22 | 自死遺族支援に関わる関係機関や団体の連携推進 | 自死遺族などからの相談を担っている関係機関や団体の相互の連携推進 | | | | | 健康福祉局 |
| 23 | せんだい健康づくり推進会議による関係機関の連携推進 | 各機関の取組状況の共有のため、せんだい健康づくり推進会議の開催 | | ○ | | | 健康福祉局 |
| 24 | 宮城県地域自立支援推進チームへの参画による関係機関の連携推進 | 宮城労働局所管事業の周知や、宮城県地域自立支援推進チームへの参画 | | ○ | | | 健康福祉局 |
| 25 | 仙台市子ども・若者支援地域協議会の設置 | 困難を抱える子ども、若者への支援を効果的かつ円滑に行うための教育や福祉、雇用などの関係機関によるネットワークの構築 | ○ | | | | 子ども若者局 |
| 26 | 仙台市青少年対策関係六機関合同会議の開催 | 児童生徒の抱える課題解決に向けた、子ども若者局、教育局、健康福祉局内の6機関による研修会やケース検討を通じた連携の推進 | ○ | | | | 子ども若者局 |
| 27 | 宮城労働局など合同企業説明会などの開催 | 宮城労働局、宮城県などと共同で、新規学卒者を対象とした合同企業面接会などを開催 | ○ | | | | 経済局 |
| 28 | 各区障害者自立支援協議会による連携推進 | 各区保健福祉センターや障害福祉サービス事業所などによる障害者などの地域生活支援のための連携の推進 | | | | | 各区 |
| 29 | 児童虐待防止ネットワーク会議による連携推進 | 地域の関係機関と連携を深めるため、顔の見える関係づくりを強化する会議の開催 | ○ | | | | 宮城野区 |
| 30 | スクールソーシャルワーカーによる学校と関係機関の連携 | 教育委員会や学校に配置したスクールソーシャルワーカーによる児童生徒や保護者へ福祉的な支援の実施 | ○ | | | | 教育局 |

| No. | とりにく 取組み | しぎようがいよう 事業概要 | 若 年 者 わかせいねんしや | 勤 労 者 きんろうしや | ハ イ リ ス ク 者 はいりすくしや | 被 災 者 ひさいしや | き よ く 区 きよくく |
|-----|--------------------------------------|--|-------------------------|-----------------------|---------------------------------------|----------------------|--------------------------|
| 31 | スクールカウンセ ラー連絡協議会 による連携推進 | 学校の教育相談体制やスクールカウンセラーとの 連携や効果的な支援に関する協議や報告などを行 う連絡協議会による連携の推進 | ○ | | | | きよくく 教育局 |
| 32 | スクールカウンセ ラー調査研究 委員会による 連携推進 | 教員、スクールカウンセラーなどによる学校とスク ールカウンセラーとの連携などの調査研究の実施 | ○ | | | | きよくく 教育局 |
| 33 | 不登校対策検討 委員会開催 | 不登校対策の実績などについて、学識経験者など が専門的な視点から検討し、不登校への支援の 充実を図る検討委員会の開催 | ○ | | | | きよくく 教育局 |

④自死の要因となり得る悩みや困りごとが生じない環境が整っていること

| No. | 取り組み | 事業概要 | 若年者 | 勤労者 | ハイリスク者 | 被災者 | 局区 |
|-----|--------------------------|---|-----|-----|--------|-----|-----------------|
| 1 | 禁煙対策の実施 | 禁煙希望者を対象とした、禁煙サポートの実施 | | | | | 健康 福祉局 各区 |
| 2 | 障害のある方を対象とした、交通費の助成 | 障害のある方の社会参加の推進を目的とした、移動に要する費用(地下鉄・バス、タクシー、自家用車用燃料)の助成 | | | | | 健康 福祉局 |
| 3 | 在宅高齢者世帯調査の実施 | 行政や民生委員が高齢者世帯の基礎情報を把握するとともに、「個別支援」につなげることを目的とした調査の実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 4 | 地域包括支援センターによる支援の実施 | 地域の高齢者支援の拠点である地域包括支援センターが、介護、福祉、医療などさまざまな面から高齢者の支援を実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 5 | 地域包括支援センター機能強化事業の実施 | 全地域包括支援センターへの機能強化専任職員の配置による、地域の支え合い体制の充実や認知症対応強化を図るもの | | | | | 健康 福祉局 |
| 6 | がん患者の医療用ウィッグ購入への支援 | がん治療に伴う脱毛による医療用ウィッグ購入費用の助成 | | | | | 健康 福祉局 |
| 7 | 各種がん検診の実施 | がんの早期発見、早期治療のためのがん検診及び精密検査の受診勧奨の実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 8 | 産婦健康診査事業の実施 | 産後2週間、産後1か月の産婦を対象とした、健康診査に係る費用助成の実施 | | | | | 子ども 若者局 |
| 9 | 障害のある子ども等への支援の充実 | 特別な支援が必要な児童(要支援児)の育成支援の充実を図るため、児童クラブでの必要な人員体制の確保 | ○ | | | | 子ども 若者局 |
| 10 | 中小企業の表彰制度の実施 | 社会的課題解決と魅力的な職場環境づくりに関する優れた取り組みを行う中小企業への表彰の実施 | | ○ | | | 経済局 |
| 11 | 奨学金返還支援事業の実施 | 地元協力企業に入社した若者の、入社後3年間の奨学金返還を最大54万円の支援を実施 | ○ | ○ | | | 経済局 |
| 12 | 児童生徒の心のケア(心とからだの健康調査)の実施 | 4月上旬に配付する「保健関係調査票」による児童生徒の心とからだの健康チェックの実施 | ○ | | | | 教育局 |

| No. | とりにく 取組み | しぎようがいよう 事業概要 | 若 年 者 ヤング世代 | 勤 労 者 労働者 | ハイ リ ス ク 者 リスク者 | 被 災 者 被災者 | きくく 局区 |
|-----|---|---|----------------------|--------------------|--------------------------------|--------------------|---------------|
| 13 | 仙台まもらいだ ーインターネット じゆんし 巡視 | 児童生徒がSNSなどで危険な犯罪被害に巻き込 まれないようにするため、定期的なインターネット じゆんし 巡視の実施 | ○ | | | | きょういくく 教育局 |
| 14 | いじめ対策専任 きょうゆ 教諭、児童支援 きょうゆ 教諭の配置 | いじめの未然防止や早期対応に向けた、全市立 ちゅうがっこう 中学校、中等教育学校及び特別支援学校へのいじ め対策専任教諭、市立小学校への児童支援教諭の はいち 配置 | ○ | | | | きょういくく 教育局 |

(2) 身近なコミュニティや対人関係レベルに関連する取組み

① 身近なコミュニティにおいて、自死の要因となり得る多様な問題に対する適切な理解が十分浸透すること

| No. | 取組み | 事業概要 | 若年者 | 勤労者 | ハイリスク者 | 被災者 | 局区 |
|-----|---------------------------------|--|-----|-----|--------|-----|-----------------|
| 1 | 自殺予防週間や自殺対策強化月間における普及啓発活動の実施 | 自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせた啓発グッズ、リーフレットなどの配付やポスターなどを用いた啓発活動の実施 | | | | | 健康 福祉局 各区 |
| 2 | 精神障害者家族教室(精神障害・精神疾患に関する理解促進)の実施 | 精神障害・精神疾患のある方の家族を対象とした、心理教育の手法を用いた精神障害・精神疾患に対する適切な理解の促進、支援制度や相談機関の周知 | | | | | 健康 福祉局 各区 |
| 3 | 認知症に関する理解促進活動の実施 | 講演会などによる認知症に関する適切な理解の促進や相談機関の周知 | | | | | 健康 福祉局 各区 |
| 4 | 介護経験者による認知症介護講座と相談会の実施 | 公益社団法人「認知症の人と家族の会」宮城県支部と共催で、介護経験者による講話及び相談会の開催 | | | | | 健康 福祉局 各区 |
| 5 | ひきこもりに関する理解促進活動の実施 | 講演会などによるひきこもりに関する適切な理解の促進や相談機関の周知 | | | | | 健康 福祉局 |
| 6 | 企業等向けゲートキーパー養成研修の実施 | 企業・公的機関などに講師を派遣し、心の健康や職場におけるメンタルヘルス対策に関する研修を実施 | | ○ | | | 健康 福祉局 |

| No. | とりにく 取組み | しぎょうがいよう 事業概要 | 若 年 者 ヤング・エンタープライズ | 勤 労 者 キンラウシャ | ハイ リ ス ク 者 ハイスルクシャ | 被 災 者 ヒサイシャ | きよくく 局区 |
|-----|---|--|-----------------------------|-----------------------|-----------------------------------|----------------------|------------|
| 7 | 発達障害者の 家族教室・家族 サロン(発達障害 に関する理解 促進)の実施 | 発達障害のある方の家族を対象とした、ピアサポ ートの手法を用いた発達障害に関する適切な理解の 促進、支援制度や相談機関の周知 | | | | | 健康 福祉局 |
| 8 | 子どもの権利に 関する意識啓発 | 新中学生の保護者へのパンフレットの配布を通じ た、思春期の子どもたちの権利侵害の防止及び 健全育成に関する啓発 | ○ | | | | こども 若者局 |
| 9 | いじめに関する 市民向けの広報 啓発 | 広く市民を対象とした、いじめの定義や社会全体で いじめ防止に取り組む重要性について理解を広め るための広報啓発の実施 | ○ | | | | こども 若者局 |
| 10 | いじめ防止「ぎず な」キャンペーン の実施 | 全市立学校における命の大切さやいじめについて 考える授業を通じた、命や思いやりを大切にする 心の醸成 | ○ | | | | 教育局 |

②様々な悩みや困りごとを抱えた人への適切なサポートや対応を学び、身近なコミュニティにおける危機対応能力が向上すること

| No. | 取組み | 事業概要 | 若年者 ヤング世代 | 勤労者 | ハイリスク者 | 被災者 | 局区 |
|-----|---|---|--------------|-----|--------|-----|-----------------|
| 1 | アディクション 関連問題研修の 実施 | 各区保健福祉センター職員を対象とした、東日本 大震災の被災者などに見られるアルコールや薬物な ど依存関連問題への適切な対応を学ぶ研修の実施 | | | | ○ | 健康 福祉局 各区 |
| 2 | 精神障害者家族 教室(心理教育 による家族の 対応力向上)の 実施 | 精神障害・精神疾患のある方の家族を対象とした、 精神障害に対する適切な知識の獲得や対応力向上 を目的とした心理教育の実施 | | | | | 健康 福祉局 各区 |
| 3 | 災害後メンタル ヘルス研修の 実施 | 被災者支援に関わる関係機関の職員を対象とし た、災害後のメンタルヘルス支援やコミュニティづく り支援に関する研修の実施 | | | | ○ | 健康 福祉局 各区 |
| 4 | 地域住民や団体 向けゲートキーパ ー養成研修の 実施 | 地域住民や相談員などを対象とした、悩みを抱えて いる方への基本的対応についての研修の実施 | | | | | 健康 福祉局 各区 |
| 5 | 高齢者の心の 健康に関する 啓発活動の実施 | 介護予防運動サポーター養成講座を活用した、 高齢者の心の健康に関する適切な理解の促進や 相談窓口の周知 | | | | | 健康 福祉局 各区 |
| 6 | 障害理解サポー ター(ココロ・サ ポーター)養成 研修の実施 | 障害に対する良き理解者の養成するための企業・ 団体・学校などを対象とした、障害のある方を講師 とする研修の実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 7 | 精神障害者家族 支援(人材育成) の実施 | 精神障害者の家族支援活動を牽引し支援の質を 維持・向上させるための家族スタッフ育成研修の 実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 8 | 当事者活動(ピア カウンセリング)に おけるリーダーの 育成 | ピアカウンセリング(同じ立場にある仲間同士によっ て行われる相互支え合い)講座を通じた、当事者 活動を牽引するリーダーの育成 | | | | | 健康 福祉局 |
| 9 | 精神障害者ピア カウンセリングの 実施 | 精神障害のある方を対象とした、ピアカウンセリング (同じ立場にある仲間同士によって行われる相互支 え合い)活動の実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 10 | 大学生向けの 自死に関する 適切な理解の 普及啓発 | 高校・大学生などの若年層を対象とした、市内 大学生ボランティアサークルによる自死予防に関す る啓発活動の実施 | ○ | | | | 健康 福祉局 |
| 11 | ひきこもりの 家族教室の実施 | ひきこもりの状態にある方の家族を対象とした、ひき こもりに関する適切な理解を深め、対応を学ぶため の家族教室の開催 | | | | | 健康 福祉局 |

| No. | とりにく 取組み | じぎょうがいよう 事業概要 | 若 年 者 ヤ ド を お お し て | 勤 労 者 ヤ ド を お お し て | ハ イ リ ス ク 者 ヤ ド を お お し て | 被 災 者 ヤ ド を お お し て | きよくく 局区 |
|-----|--|---|--|--|---|--|-------------|
| 12 | アルコール問題 や薬物関連問題 のある方の家族 向け研修の実施 | アルコールや薬物関連問題のある方の家族を対象 とした、アルコールや薬物に関する適切な理解や 対応を学ぶための研修の実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 13 | アルコール・薬物 関連問題を抱え る家族向けのミ ーティングの実施 | アルコールや薬物関連問題を持つ家族を対象とし た、正しい理解と適切な対応を学ぶ機会として、 定例ミーティングを実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 14 | アルコール・ギャ ンブル等依存症 関連問題に携わ る関係機関 懇談会の実施 | 飲酒やギャンブルの依存症支援に携わる支援 機関間での課題や情報の共有を行う懇談会の 開催 | | | | | 健康 福祉局 |
| 15 | 発達障害者家族 教室・家族サロ ン(発達障害に 関する適切な 方法の獲得 支援)の実施 | 発達障害のある方の家族を対象とした、発達障害 に関する適切な知識や対応を学ぶための家族 教室・家族サロンの実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 16 | 認知症サポ ーターの養成講座 の実施 | 企業や団体などを対象とした、認知症の方やその 家族を見守る認知症サポーターを養成するための 研修の実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 17 | 認知症パート ナー講座の開催 | 認知症の人の思いや希望に耳を傾け、本人のやり たいことを手助けできる人を養成する講座を開催 | | | | | 健康 福祉局 |
| 18 | 児童虐待対応 講演会の実施 | 子どもに関わる関係機関の職員などを対象とした、 児童虐待防止や子どもの権利擁護についての普及 啓発の実施 | ○ | | | | こども 若者局 |
| 19 | 専門学校などの 教員に対する青 年期メンタルヘル スに関する研修 の実施 | 専門学校などの教員を対象とした、青年期のメン タルヘルスに関する知識や適切な対応方法につ いての研修の実施 | ○ | | | | 青葉区 太白区 |
| 20 | 人権教育による セクシュアル・マ イノリティへの 理解促進 | 多様性を認める心や人権意識の育成を目的とし た、児童生徒に対する、多様な性に関する適切な 理解の促進 | ○ | | | | きょうい 教育局 |

③身近なコミュニティのメンバー同士の支え合いや同じ悩みを抱えた者の交流や分かち合いが促進されること

| No. | 取り組み | 事業概要 | 若年者 | 勤労者 | ハイリスク者 | 被災者 | 局区 |
|-----|---------------------------------------|---|-----|-----|--------|-----|-----------------|
| 1 | 精神障害者家族教室(家族の交流の場)の実施 | 精神障害のある方の家族を対象とした、孤立の予防や解消を図るための家族同士での悩みの共有や交流の機会の提供 | | | | | 健康 福祉局 各区 |
| 2 | 認知症高齢者等の家族交流会(認知症に関する適切な対応方法の獲得支援)の実施 | 認知症の方の家族を対象とした、認知症に対する適切な知識や対応方向上に向けた家族交流会の実施 | | | | | 健康 福祉局 各区 |
| 3 | シニア世代向け健康づくり講座の実施 | 高齢者の介護予防を目的とした、各種講座の実施を通じた自主グループ育成と自主グループによる地域における通いの場の提供 | | | | | 健康 福祉局 各区 |
| 4 | 介護予防自主グループによる支援 | 高齢者の介護予防を目的とした、介護予防自主グループによる地域における通いの場の提供 | | | | | 健康 福祉局 各区 |
| 5 | 認知症高齢者等の家族交流会の実施 | 認知症の方の介護家族の心理負担軽減を目的とした、家族同士による交流会の実施 | | | | | 健康 福祉局 各区 |
| 6 | 被災者向けの健康教室や交流会の実施 | 東日本大震災の被災者を対象とした、心身の健康増進や孤立予防に向けた様々な健康教室や交流会の実施 | | | | ○ | 健康 福祉局 各区 |
| 7 | 介護予防運動サポーターの養成 | 高齢者の介護予防を目的とした介護予防自主グループの運営を担う、介護予防運動サポーターへの支援の実施 | | | | | 健康 福祉局 各区 |
| 8 | 被災者向け介護予防、コミュニティ形成事業(運動教室)の実施 | 復興公営住宅の入居者などを対象とした、運動教室による新たな交流の場の提供と、生活不活発病や閉じこもりの予防支援 | | | | ○ | 健康 福祉局 各区 |
| 9 | 女性のための自立支援の実施 | 困難な状況にある女性を対象とした、当事者同士のサポートグループ運営支援や、各種セミナーや講座の実施 | | | | | 市民局 |
| 10 | 性的少数者などのためのコミュニティスペースの設置 | 性的少数者のほか、多様な性のあり方に関心がある方などを対象とした、居場所支援の実施 | | | | | 市民局 |
| 11 | 民生委員児童委員による相談・援助の実施 | 地域で援助を必要とする方たちの生活上の相談や、福祉サービス利用のための情報提供 | | | | | 健康 福祉局 |

| No. | とりにく 取組み | じぎょうがいよう 事業概要 | 若年者 ヤブニヤハヤビ | 勤労者 イモジイナヒシキ | ハイリスク者 シヤ | 被災者 ヒヤシヤシキ | きよく 局区 |
|-----|---|--|----------------|-----------------|--------------|---------------|-----------|
| 12 | 地区社会福祉協 議会による 小地域福祉ネッ トワーク活動の 実施 | 高齢者や障害者などの支援を必要とする方の、 見守りなどの安否確認活動や買い物支援などの 生活支援活動の実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 13 | 障害者差別解消 関連事業の実施 | 障害者差別解消条例の周知及び各種ワークショッ プの実施による障害理解普及啓発 | | | | | 健康 福祉局 |
| 14 | 障害者就労促進 事業による 障害者の就労 環境についての 理解促進 | 障害者の就労定着への環境づくりを目的に、雇用 促進セミナーや障害者雇用貢献事業者の市長 表彰事業を実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 15 | ピア相談員(ピア サポーター)の 育成 | 精神障害者を対象とした、ピアサポート活動に関す る研修や実習活動の実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 16 | ひきこもり状態 にある方の家族 向けのミーティ ングの実施 | ひきこもり者を持つ家族を対象に、正しい理解と 適切な対応を学ぶ機会として、家族グループを実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 17 | 発達障害者等の 家族教室・家族 サロン(家族 交流の場)の 実施 | 当事者の家族同士が集う場を提供することにより、 ピアサポートや家族支援の実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 18 | 地域支え合い 活動推進のため の講演会の実施 | 地域における様々な主体による支え合い体制づくり を推進するための市民を対象とした研修会などの 開催 | | | | | 健康 福祉局 |
| 19 | 訪問型の生活 支援活動を行う 住民主体の団体 への支援 | 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続ける ため、住民主体の団体などに対し、補助及び研修会 などの実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 20 | 高齢者相互支援 活動を行う地区 老人クラブ 連合会への支援 | 老人クラブによる友愛訪問活動を促進するため、 仙台市老人クラブ連合会に対し、補助金を交付 | | | | | 健康 福祉局 |
| 21 | 地域社会福祉 活動を行う老人 クラブへの支援 | 老人クラブによる地域の見守り活動や慰問活動など を促進するため、仙台市老人クラブ連合会に対し、 補助金を交付 | | | | | 健康 福祉局 |
| 22 | 認知症カフェに よる交流の場の 提供 | 認知症の方やその家族を対象とした、孤立の予防 や解消を図るための地域住民や専門職との交流 機会の提供 | | | | | 健康 福祉局 |

| No. | とりにく 取組み | しぎようがいよう 事業概要 | 若年者 ヤブをねんせい | 勤労者 イシラウ | ハイリスク者 シヤ | 被災者 ヒサイシヤ | きよくく 局区 |
|-----|---|--|----------------|-------------|--------------|--------------|-----------------------------------|
| 23 | シニア世代向け 介護予防栄養 講座 | 高齢期における栄養バランスのとれた食事作りの 実践などを通じて、食生活の向上及び食の自立 支援の実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 24 | ピアサポート 活動支援事業 | 今後の生活の見通しなどに不安を抱える認知症の 方に対し、認知症当事者によるピアサポート活動を 実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 25 | 自死遺族支援 団体への支援 | 自死遺族支援団体の活動に対する助成の実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 26 | 中高生の居場所 づくり・自主活動 支援事業 | のびすく泉中央4階プラザで、中高生の放課後など の居場所や、主体的な社会参加に必要な資質を養 う場を提供 | ○ | | | | こども 若者局 |
| 27 | 産後交流会 | 親の孤立を防止することを目的とした、初産婦らの 交流の場の提供。また、育児知識の普及や情報 提供、個別相談を実施 | | | | | 宮城総合 支所 |
| 28 | 親支援グループ ミーティング | 育児負担感や孤独感など育児の困難さを抱える親 同士のグループミーティングを実施 | | | | | 青葉区 宮城野区 若林区 泉区 宮城総合支 |
| 29 | 学校支援地域 本部による地域 ボランティアと 学校の効果的な 連携推進 | 地域住民や地元企業の協力を得ながら学習支援 や防犯巡視をはじめとする様々な学校支援を実施 | ○ | | | | 教育局 |
| 30 | コミュニティ・ス クール推進事業 の実施 | 学校運営協議会と学校支援地域本部との連携・ 協働による、地域総ぐるみの教育体制の整備 | ○ | | | | 教育局 |
| 31 | いじめ防止 「学校・家庭・ 地域連携シート」 による啓発活動 の実施 | いじめの防止と早期発見を目的とした、家庭・地域 向けパンフレットによる理解の促進 | ○ | | | | 教育局 |
| 32 | 学級生活等のア ンケート調査を 通じた生徒支援 の実施 | 生徒一人一人の状況や学級集団の状態を把握す るために、全市立中学生を対象にアンケート調査を 実施 | ○ | | | | 教育局 |
| 33 | 若者社会参画型 学習推進事業の 実施 | 主体的に活躍できる人づくりを目的とした、若者を 対象とした、地域活動やまちづくりに関わる機会の 提供 | ○ | | | | 教育局 |

(3) 個人レベルに関連する取組み

① 人を自死に追い込む差別等の社会的な問題や自分自身のセルフケア、健康維持（精神的、身体的）に関する適切な知識の習得や理解が促されること

| No. | 取組み | 事業概要 | 若年者 | 勤労者 | ハイリスク者 | 被災者 | 局区 |
|-----|---|---|-----|-----|--------|-----|-------------------------|
| 1 | 児童、高齢者、障害者に向けた虐待相談窓口の周知 | 市民全体を対象とした、ホームページやリーフレットなどによる児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待に関する各種相談機関や相談ダイヤルの周知 | ○ | | | | 健康 福祉局 こども 若者局 |
| 2 | 東日本大震災に関する相談窓口などに係る啓発活動の実施 | 東日本大震災に伴う心身の健康問題や生活再建に関する相談機関の周知、心身のストレスのケアに関する対応についての啓発活動の実施 | | | | ○ | 健康 福祉局 各区 |
| 3 | 人権に関する啓発活動の実施 | プロスポーツ組織と連携したスポーツイベントによる人権に関する適切な理解の促進と人権相談窓口の周知 | | | | | 市民局 |
| 4 | 多様な性のあり方についての啓発活動の実施 | 性の多様性に関する情報について、リーフレットの配布や市ホームページを活用した理解促進や啓発活動の実施 | | | | | 市民局 |
| 5 | 高校・短期大学・大学などの学生へのデートDV予防啓発リーフレットの配布 | 高校・短期大学・大学などの学生を対象としたデートDV予防啓発リーフレットを配布しデートDVに係る啓発を実施 | ○ | | | | 市民局 |
| 6 | ホームページなどを活用した相談窓口の周知 | ホームページなどを活用しメンタルヘルスに関する基本的な知識や、様々な相談窓口の情報などの周知 | | | | | 健康 福祉局 |
| 7 | 仙台市自殺対策推進センター（仙台市こころの絆センター）のリーフレットなどによる啓発 | 自死に関する電話相談窓口を周知するリーフレットを作成し、関係機関とも協力して市民に配布 | | | | ○ | 健康 福祉局 |
| 8 | 自殺未遂当事者からのメッセージ発信による啓発活動 | 自殺未遂者等を対象とした、適切なセルフケアの促進を目的とした、自殺未遂者当事者による体験の共有 | | | | ○ | 健康 福祉局 |
| 9 | 在宅医療等の理解促進 | 講演会やパンフレットの配布などによる在宅医療・終末期医療などの普及啓発 | | | | | 健康 福祉局 |
| 10 | 薬物乱用防止に関する啓発活動の実施 | 広く市民を対象とした、リーフレットやホームページなどの情報提供ツールによる薬物乱用に関する適切な理解の促進 | | | | | 健康 福祉局 |

| No. | とりにく 取組み | じぎょうがいよう 事業概要 | 若 年 者 | 勤 労 者 | ハ イ リ ス ク 者 | 被 災 者 | きくく 局区 |
|-----|---|---|-------------|-------------|----------------------------|-------------|-----------------|
| 11 | がくせい・せいねんきそう 学生・青年期層 むこうのこころのけんこう 向けの心の健康 づくりにあひだ づくりや相談 まどぐちのきふ 窓口の啓発 | がくせい・せいねんきそう 学生や青年期層を対象とした、こころのけんこうに かんする てきせつなりかいそくしん 適切な理解促進のための健康教育の実施や相談 まどぐちのきふ 窓口周知に関するリーフレット配布 | ○ | | | | かくく 各区 |
| 12 | どうとくきょういく 道徳教育の充実 | がっこうのきょうかくかっとうぜんたい 学校の教育活動全体を通じた命を大切に するこころ や思いやりのこころの醸成を目的とした、道徳教育の じっし 実施 | ○ | | | | きょういくきょく 教育局 |
| 13 | 「いじめ・いのち」 むかひあうほんのり 向き合う本のリ スト」さくせい 作成・配布 | ちゅうこうせい 中高生を対象とした、「いじめ・いのち」むかひあうほんのり リスト」を作成・配布 | ○ | | | | きょういくきょく 教育局 |

② 様々な悩みや困りごとに対応できる相談窓口に関する情報が届き、実際の活用が促されること

| No. | 取り組み | 事業概要 | 若年者 | 勤労者 | ハイリスク者 | 被災者 | 局区 |
|-----|---------------------------------|--|-----|-----|--------|-----|---------------|
| 1 | 心の健康に関する適切な理解の促進、相談窓口の周知 | ホームページやリーフレットなどの情報提供ツールを活用した、市民向けの心の健康に関する適切な理解の促進や相談窓口の周知 | | ○ | | | 健康福祉局 各区分 |
| 2 | 自殺未遂者等ハイリスク者向けリーフレットによる啓発 | 自殺未遂者などハイリスク者を対象に、消防・病院などを通じて相談窓口を周知するリーフレットの配布 | | | ○ | | 健康福祉局 市立病院 |
| 3 | 子育てサポートブックを活用した啓発 | 子育て世代を対象とした子育てに関する情報を集めた冊子による相談窓口その他各種支援情報の周知 | | | | | 子ども若者局 各区分 |
| 4 | 生理用品の配布 | 生理用品の配布を通じた相談機関の周知 | | | | | 市民局 |
| 5 | SNSを活用した相談窓口の普及啓発 | 若年者が抱える困りごとを早めに解消し、自死抑制を図るために、YouTubeを活用した自殺対策相談窓口の広報を実施 | ○ | | | | 健康福祉局 |
| 6 | 子育て情報サイト「せんだいのびすくナビ」を活用した啓発 | 子育て情報サイト「せんだいのびすくナビ」を活用した、相談窓口その他各種支援情報の周知 | | | | | 子ども若者局 |
| 7 | いじめに関する相談窓口の周知 | 児童生徒や保護者などを対象とした、いじめに関する相談窓口の周知 | ○ | | | | 子ども若者局 |
| 8 | 就活お役立ちポータルサイト(仙台で働きたい!)による情報の提供 | 若年者の就職活動を促進するため、就職活動の各種情報を提供 | | ○ | | | 経済局 |
| 9 | セーフティネット住宅登録制度の実施 | 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を登録し、登録情報を専用ホームページで周知 | | | | | 都市整備局 |
| 10 | 居住支援法人の情報提供 | 住宅確保要配慮者に対して、住宅情報の提供や相談などの支援を実施する居住支援法人の情報をチラシなどで紹介 | | | | | 都市整備局 |

③人を自死に追い込む社会的な問題に対する対応方法の習得や実際の対処が
 うなが
 促されること

| No. | 取り組み | 事業概要 | 若年者 | 勤労者 | ハイリスク者 | 被災者 | 局 区 |
|-----|--|---|-----|-----|--------|-----|-----------------------------|
| 1 | 地区健康教育 (健康問題・ 健康保持に関する 理解促進)の 実施 | 地域住民・団体、企業などを対象とした、自死の 要因となり得る健康問題や心身の健康保持に関する 適切な理解の促進 | | | | | 健康 福祉局 各区 |
| 2 | 喫煙や薬物乱用 に関する啓発 | 市立小中学校を対象とした、喫煙や薬物による健康 への影響に関する適切な理解の促進 | ○ | | | | 健康 福祉局 各区 |
| 3 | 地区健康教育 (健康問題に関 する適切な対応 方法の啓発)の 実施 | 地域や地区組織、関係団体などと連携し、健康づく りなど、疾病予防を目的とした健康教育の実施 | | | | ○ | 健康 福祉局 各区 |
| 4 | 被災者向け介護 予防、コミュニテ ィ形成事業(閉 じこもり予防に 関する啓発)の 実施 | 復興公営住宅の入居者などを対象とした、運動 教室を通じた新たな交流の場の提供や生活 不活発病や閉じこもりの予防支援の実施 | | | | ○ | 健康 福祉局 各区 |
| 5 | 健全母性育成 事業による啓発 活動の実施 | 小中学校、高等学校にて児童生徒と保護者を対象 とした、思春期からのこころとからだの健康教育の 充実に向けた取り組みの実施 | ○ | | | | こども わかものきよく 若者局 各区 |
| 6 | 母親教室・両親 教室の実施 | 妊産婦などを対象とした、母親教室や両親教室によ る育児に関する適切な知識の提供や個別相談の 実施 | | | | | こども わかものきよく 若者局 各区 |
| 7 | アルコール・薬物 問題に関する 普及啓発活動の 実施 | 市内の高校及び少年院において、アルコール・薬物 問題の講義の実施及び依存症当事者による体験談 やセルフケアの啓発などを実施 | ○ | | | | 健康 福祉局 |
| 8 | 市民医学講座の 実施 | 市民を対象とした、様々な病気に対する基礎的な 予防法や治療法、健康づくりなどについての普及 啓発の実施 | | | | | 健康 福祉局 |
| 9 | 障害理解授業 | 障害の理解や合理的配慮、困ったときお互いに助 け合い解決することを学習する障害理解授業の 実施 | ○ | | | | わかば若林 若林区 |
| 10 | 命を大切にす る教育の推進 | 全市立学校における「命を大切にする教育」を通じ た、いじめ防止に関する理解の促進 | ○ | | | | 教育局 |

| No. | とりにく 取組み | じぎょうがいよう 事業概要 | 若 年 者 わせいねんしや | 勤 労 者 きんろうしや | ハ イ リ ス ク 者 はいりすくしや | 被 災 者 ひさいしや | 局 区 きょくく |
|-----|--|--|------------------------|-----------------------|---------------------------------------|----------------------|----------------|
| 11 | いのち たいせつ 命を大切にす る授業(自死予 防教育研修)の 実施 | こどものSOSに気づき、困りごとの解消に取り組め る教職員の育成に向けた研修の実施 | ○ | | | | 教育局 |
| 12 | 自死予防教育に 関する教職員 研修の実施 | 自死予防教育の必要性や方向性、具体的な進め方 などに関する教職員向け研修の実施 | ○ | | | | 教育局 |
| 13 | 自分づくり教育 の推進 | 全市立学校におけるたくましく生きる方の育成を通 じた、将来の社会的・職業的自立に必要な態度や 能力の育成 | ○ | | | | 教育局 |

2 4つの重点対象に関連する取組み

- ・特に対策が必要とした重点対象（若年者、勤労者、自殺未遂者等ハイリスク者、被災者）については、以下の視点に立って、取組みを推進する。

(1) 重点対象1 若年者に関連する取組み

○ポイント：他者とのつながり、孤独孤立の防止

【取組みの視点】

- ・孤独や孤立の防止に向けて、年代や困りごとに応じた相談対応や居場所提供を、対面、オンライン、チャットなどさまざまな手段を通じて実施していく。

【取組み例】

- ・仙台いのち支えるLINE相談の実施〔健康福祉局〕
- ・困難を抱える女性のためのレスパイト事業や、アウトリーチ型相談支援事業の実施〔市民局〕
- ・青少年のための居場所支援（ふれあい広場）の実施〔こども若者局〕など

(2) 重点対象2 勤労者に関連する取組み

○ポイント：職場内ゲートキーパー養成、労働分野との連携

【取組みの視点】

- ・職場内での気づきや早期対応を促進するために、それぞれの勤務先でのゲートキーパー養成に取り組みとともに、労働者支援の機関や団体（労働局、健康保険組合など）との連携強化を通じた相談支援を提供していく。

【取組み例】

- ・労働分野の関係機関との官民協働プラットフォームの設置〔健康福祉局〕
- ・企業等向けゲートキーパー養成研修の実施〔健康福祉局〕
- ・せんだい健康づくり推進会議による保険者や労働分野の関係機関との連携推進〔健康福祉局〕など

(3) 重点対象3 自殺未遂者等ハイリスク者に関連する取組み

○ポイント：関係機関ネットワーク強化、予防的支援

【取組みの視点】

- ・自殺未遂者が確実に相談支援につながるよう、救急搬送される救急告示病院や未遂歴のある患者が利用する精神科医療機関等の関係機関との連携強化に取組み、多機関協働支援ネットワークの構築を推進している。
- ・予防的支援として、自殺未遂が起きる前の希死念慮のある段階からの支援の充実に取り組む。

【取組み例】

- ・仙台市ののちの支え合い事業の実施 [健康福祉局]
- ・希死念慮のある方に対する仙台市自殺対策推進センター等による相談対応 [健康福祉局]
- ・自殺未遂者等ハイリスク者研修会の実施 [健康福祉局]

(4) 重点対象4 被災者に関連する取組み

○ポイント：超長期支援に向けた体制づくり、支援人材の育成

【取組みの視点】

- ・被災の影響は、被災後相当の期間が経過しても残ることを踏まえ、これまでの支援の中で得られたノウハウを活用した、継続支援のための具体的な体制や実際の支援にあたる職員の育成を行い、長期的かつ包括的な支援に取り組む。

【取組み例】

- ・超長期にわたるメンタルヘルス支援に向けた体制の整備 [健康福祉局]
- ・被災者支援に携わる関係機関職員を対象とした人材育成研修の実施 [健康福祉局] など

第5章 対策を推進する体制

1 自殺対策の評価・検証

- ・大綱の基本認識に「地域レベルの実践的な取組を、P D C Aサイクルを通じて推進する」と掲げられている通り、第1期計画においては、P D C Aサイクルに基づき計画の進捗管理を行ってきた。
- ・第2期計画においても計画目標の達成に向けて、P D C Aサイクルに基づき、以下の方法で評価・検証を行う。
- ・なお、P D C Aサイクルのイメージは図3のとおり。

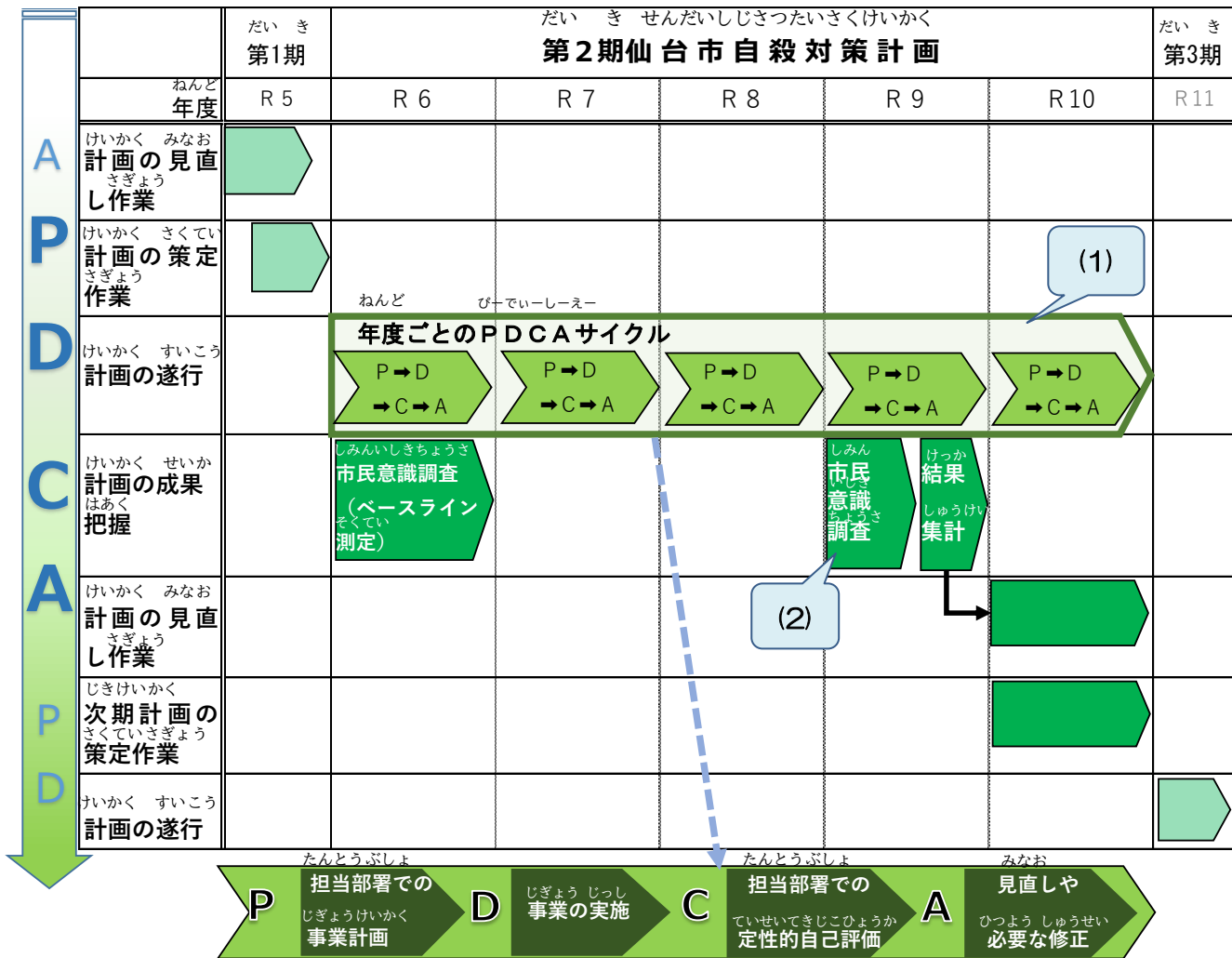


図3 P D C Aサイクルのイメージ

(1) 担当部署による定性的自己評価

- ・第2期計画では、総合的かつ効果的に取組みを推進するため、庁内各課の多様な取組みを、自殺対策を推進するための具体的な取組みとして掲載し

ている。

- ・個々の取組みの進捗状況や成果等について、毎年度、担当部署にて定性的な自己評価を行うことで、次年度の取組みのために必要な改善を図るとともに、計画全体の実施状況を確認する。

(2) 市民意識調査による評価

- ・自死の予防を実現するために必要な状態それぞれの達成状況を測定するため、市民意識調査を計画期間中に1度、計画期間の4年目に行う。

2 推進体制

- ・庁内関係部局で構成する仙台市自殺総合対策庁内連絡会議において、自死の現状分析や、本計画に基づく自殺対策の進捗状況の把握、共有を図るとともに、取組み状況の評価を行う。
- ・その結果は、学識経験者、関係機関・団体、自死遺族等の外部委員により構成される仙台市自殺対策連絡協議会に報告し、本市の取組み状況や評価について意見・提案を求めながら、本計画の進捗状況の管理や見直しに生かす。
- ・なお、推進体制のイメージは、図4のとおり。

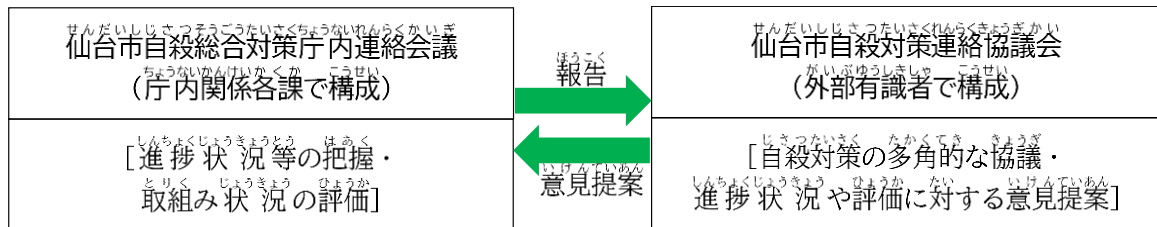


図4 推進体制のイメージ